

III. 特許庁	477
知的財産立国の実現に向けた特許行政の動き	477
1. 特許庁における取組	477
1. 1. 2004 年「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」	477
1. 2. 産業構造審議会知的財産政策部会	479
1. 3. 企業と特許庁との意見交換会	479
2. 政府全体における取組	483
2. 1. 知的財産戦略の動き（「推進計画」策定まで）	483
2. 2. 知的財産戦略本部の専門調査会における検討	483
2. 3. 「推進計画」の成果	483
知的創造時代の審査・審判	484
1. 審査	484
1. 1. 特許審査	484
1. 2. 意匠審査	487
1. 3. 商標審査	489
2. 審判	491
2. 1. 審判の現状	491
2. 2. 審決等取消訴訟の出訴状況	493
我が国における知的財産活動の状況	493
1. 知的財産戦略と産業競争力	493
1. 1. 統計からみる知的財産活動	493
1. 2. 企業における知的財産戦略 ～我が国企業の新たな知的財産戦略への取組状況～	495
2. 主要技術分野における技術動向	496
2. 1. 重点 8 分野における特許出願状況	496
2. 2. 三極コア出願の日米欧比較	497
2. 3. 注目技術分野の動向	497
知的財産立国の実現に向けた特許庁の取組	499
1. 大学等における活動支援	499
1. 1. 知的財産活動の必要性	499
1. 2. 知的財産活動への取組	499
1. 3. 大学・公的研究機関の知的財産活動を支援するための措置	500
2. 中小企業等に対する支援	501
2. 1. 中小企業等に対する支援	501
3. 情報化を通じた活動支援	503
3. 1. 情報化の一層の推進	503
3. 2. 特許電子図書館（IPDL）	503
3. 3. 産業財産権情報の提供促進	504
4. 知的財産に関する意識啓発及び専門人材の育成	505
4. 1. 意識啓発	505
4. 2. 知財功労賞表彰	508

4. 3. 知的財産専門人材の育成	508
5. 産業財産権制度に関する国際的動向と課題	508
5. 1. 産業財産権制度の国際的動向と課題	508
5. 2. 意匠制度に関する国際的動向と課題	514
5. 3. 商標制度に関する国際的動向と課題	517
5. 4. 知的財産の保護に関する新たな動き	520
5. 5. 途上国協力と模倣品対策	522

III. 特許庁

知的財産立国の実現に向けた特許行政の動き

1. 特許庁における取組

1. 1. 2004 年「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」

知的財産の迅速かつ適正な保護の要請に対処するために、審査処理の促進、出願・審査請求行動の適正化、及び特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化の観点から、所要の改正を行った。あわせて、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするために、職務発明規定の見直しを行った。

(1) 法改正の経緯

2003 年 7 月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「推進計画」と略す。）に基づき、「審査処理の促進」、「出願・審査請求行動の適正化」及び「新たな発明を生み出す環境整備」等の実現に向け、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された特許制度小委員会等において検討を進めてきた。特許制度小委員会がまとめた報告書「職務発明制度の在り方について」、特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループがまとめた中間取りまとめ、及び特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループがまとめた報告書「実用新案制度の魅力向上に向けて」は、2004 年 1 月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて立案され、2004 年 2 月 10 日に閣議決定された後、同日第 159 回通常国会に提出された。同法案は、同年 5 月 11 日の衆議院本会議において可決され、5 月 28 日の参議院本会議において可決・成立し、6 月 4 日に公布された。

(2) 法改正の概要

「改正法」は、大きく分けて、特許審査迅速化関連の改正と、職務発明規定の見直しからなる。次に、項目ごとに概要を解説する。

(7) 指定調査機関制度等の見直し（「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（以下、「特例法」と略す。）第 37 条等）

特許審査に必要な先行技術調査を行う指定調査機関として指定を受けることができる者の要件から公益法人であることを削除するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば、登録を受けることができる登録制度に移行する。また、新たに登録の区分を設け、区分ごとに登録を受けることを可能とする。このほか、特許庁に対し書面で行われた申請手続等の電子化業務を行う指定情報処理機関制度についても、同様の改正を行っている。

(4) 特定登録調査機関制度の導入（「特例法」第 39 条の 2 等）

出願人が、審査請求前に登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた機関（特定登録調査機関）に先行技術調査を依頼し、その調査結果を提示して審査請求を行った場合には審査請求料を減額する制度を導入する。

(6) インターネットを利用した公報発行（「特例法」第 13 条等）

磁気ディスクによる公報は、原則として特許権等の設定登録から約 7 週間程度で発行されるが、これを更に短縮し、より容易に情報を入手できるようにするため、インターネットを利用した公報の発行を可能とする所要の法改正を行った。インターネットを利用することにより、登録から約 4 週間程度の期間で公報を発行することが可能となる。

(5) 予納された見込額への加算（「特例法」第 15 条等）

特許等関係料金の返還の際に、返還請求者からの申出があったときは、予納された見込額への加算により当該返還に代えることを可能とする制度を導入した。これにより、予納制度の利用者が行うべき手続は、返還請求書の提出に際し返還額を加算すべき見込額の予納台帳番号を指定するだけとなる。この見込額に加算された額は、そのまま別の手続に利用することができる。

(8) 実用新案制度の見直し

(A) 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入（「特許法」第 46 条の 2 等）

実用新案権の設定登録後の実用新案登録に基づく特許出願を可能とし、その特許出願は基礎とされた実用新案登録出願の時にしたもののみなされる制度を導入する。ただし、無制限に実用新案登録に基づき特許出願を行うことを認めると、第三者の監視負担及び特許庁における審査負担が増大するおそれがあることから、実用新案登録に基づく特許出願時に基礎とした実用新

案権を放棄しなければならないという制限、実用新案登録に基づく特許出願は実用新案登録出願から3年以内に限るという時期的制限、評価請求又は無効審判請求に伴う制限、出願時の遡及は実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にある場合に限るという遡及の制限、実用新案登録に基づく特許出願及びその分割・変更出願は実用新案登録出願へ変更できないという制限を設ける。

(B) 実用新案権の存続期間の延長（「実用新案法」第15条等）

実用新案権の存続期間について、出願から6年であったものを出願から10年に延長する。また、これに伴い、第1年から第3年までの登録料を、7,600円+700円×請求項数から2,100円+100円×請求項数に、第4年から第6年までの登録料を、15,100円+1,400円×請求項数から6,100円+300円×請求項数に引き下げる。さらに、第7年から第10年までの登録料を新設し、その登録料を18,100円+900円×請求項数とする。

(C) 訂正の許容範囲の拡大（「実用新案法」第14条の2等）

訂正の許容範囲を、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明瞭でない記載の釈明を目的とするものまで拡大することとした。ただし、第三者負担が過大とならないよう、上記の訂正の時期は、実用新案権の設定登録後、最初の評価書の謄本の送達の日から2か月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまでとし、訂正が認められる回数は全期間を通じて1回のみとする。

(カ) 独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大（「独立行政法人工業所有権情報・研修館法」第3条、第10条等）

特許庁から独立行政法人工業所有権総合情報館へ研修業務及び情報関連業務を移管するとともに、その名称を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」（以下、「情報・研修館」と略す。）に改めた。

情報・研修館に新たに加わる研修業務は、具体的には、特許庁職員のみならず、弁理士、登録調査機関における調査業務実施者、中小・ベンチャー企業の経営者等、産業財

産権に関連する人材も広く対象とする。また、情報関連業務としては、従来から行ってきた公報類の収集、保管、閲覧等に加え、特許電子図書館サービスを代表とする外部への情報提供業務や特許庁の産業財産権に関する情報システムの整備・管理がある。

(キ) 職務発明規定の見直し（「特許法」第35条）

従業者等と使用者等のバランスに配慮しつつ、従業者等の対価への納得感を高め、更なる発明意欲を付与すること、及び研究開発投資額の予測可能性を高めて使用者等の研究開発投資の意欲を高めることを目的として、改正を行った。まず、契約、勤務規則その他の定めにおいて、職務発明に係る権利の承継等の対価について定めた場合には、私的自治の観点からその自主的な対価設定を尊重することとし、原則として、その定めたところによる対価を「相当の対価」と認めることとする。ただし、一般的に従業者等と使用者等の立場の相違に帰因して不合理な対価の決定がなされる場合も想定し得ることから、自主的な対価設定にすべてを委ねるのは必ずしも妥当ではない。そこで、「特許法」第35条第4項において、契約、勤務規則その他の定めにおいて定められた対価が「相当の対価」と認められるためには、対価が決定されて支払われるまでの全過程を総合的に判断して、不合理と認められるものであってはならないことを規定している。また、不合理性を判断するに当たっては手続面を重視することとし、判断の際の考慮要素として「対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」、「策定された当該基準の開示の状況」及び「対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況」を例示している。「特許法」第35条第5項では、対価の支払いが不合理と認められる場合又は対価についての定めがない場合には、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇等を考慮して定められる対価の額が「相当の対価」となる旨規定している。

(ク) 改正法の施行期日

(エ)に係る改正については、改正法の公布の日（2004年6月4日）から施行されている。(7)及び(カ)に係る改正については2004年10月1日から施行される。その他の改正については2005年4月1日から施行される。

(ケ) 改正法の経過措置

(ア)については、登録を受けるための申請手続は、公布の日（2004年6月4日）から行うことができる。（イ）については、登録を受けるための申請手続は、2004年10月1日から行うことができる。調査報告の提示及び審査請求が施行日以降になされた場合、施行日以前の出願であっても審査請求手数料減額の対象となる。（オ）は、施行日（2005年4月1日）以降の実用新案登録出願について適用される。

（カ）については、職員の引継ぎ等に関し必要な経過措置を規定する。（キ）については、特許を受ける権利若しくは特許権の承継、又は専用実施権の設定が施行日（2005年4月1日）以降になされた場合、改正法が適用される。

1. 2. 産業構造審議会知的財産政策部会

2003年7月に策定された「推進計画」において実現すべきとされた事項の検討を行うため、産業構造審議会知的財産政策部会の下に、特許制度小委員会と商標制度小委員会が設置された。また、特許制度小委員会の下に、特許戦略計画関連問題ワーキンググループ、実用新案制度ワーキンググループが設置された。特許制度小委員会においては、職務発明制度の在り方についての検討が行われ、「職務発明制度の在り方について」が2003年12月に取りまとめられた。特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいては、「推進計画」、「特許戦略計画」、及び「平成15年特許法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議等において検討すべきとされている項目についても集中的に審議が行われ、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」（中間取りまとめ）が2003年12月に取りまとめられた。実用新案制度ワーキンググループにおいては、実用新案制度の在り方についての検討が行われ、「実用新案制度の魅力向上に向けて」が2003年12月に取りまとめられた。商標制度小委員会においては、2003年度の審議に引き続き、魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方も含め審議を行っている。

1. 3. 企業と特許庁との意見交換会

(1) 経営者との意見交換

2002年より、特許庁長官と特許技監が企業を個別に訪問し、企業経営者（社長、会長等）と直接会って知的財産

に関して意見交換を行っている。

(7) 概要

この意見交換会の目的は、①企業に研究開始、出願、審査請求の各段階における特許情報の十分な活用を促し、研究効率の飛躍的な向上を期待するとともに、不必要な出願や請求の防止、戻し拒絶¹となるような出願を中心とした審査請求済案件の取下げ等の出願・審査請求構造の改革に対し理解と協力を求めることと、②経営トップの知的財産に関する意識向上を図ることにより、企業の戦略的な知的財産の取得・管理を後押しすることである。

意見交換会を実施した企業は、出願上位企業を中心に、29社、2業界団体で、全出願人に占める出願件数比率では23%にあたる。

意見交換会では、特許庁より、我が国の産業財産権をめぐる状況について説明し、企業側からは、知的財産への取組について説明を受け、その後意見交換を行った。

(イ) 特許庁側の説明の概要

特許庁からは、我が国の産業財産権をめぐる状況について次のとおり説明した。

(A) 1990年代以降低下した国際競争力を回復するための知的財産に関するこれまでの国家的取組

(B) 特許出願の約半分が拒絶されている審査結果の現状からみて、研究開発に重複研究の無駄が生じている可能性があり、企業においては、出願時や審査請求時に先行技術調査を十分に行うことだけでなく、研究開発の効率化のために研究開発の着手前に先行技術調査を行うことの重要性（参照図：研究開発と特許との関連、拒絶理由に用いられた従来技術の分析、特許審査ノウハウの提供）

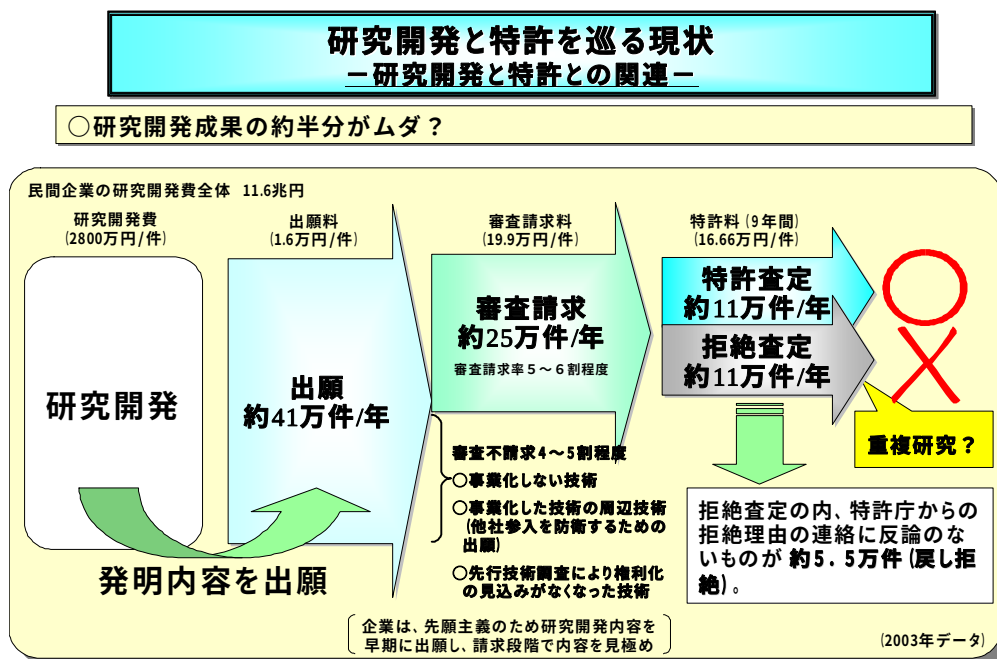
(C) 事業戦略・研究開発戦略・知的財産戦略からなる経営戦略における三位一体の取組の重要性

(D) 審査順番待ち期間ゼロを目標に、法改正、アウトソーシングの拡充、任期付き審査官の大量採用等を行い、審査待ち案件の処理を推し進めることで、研究開発の効率化に向けた支援を実施（参照図：審査順番待ち期間ゼロを目指して）

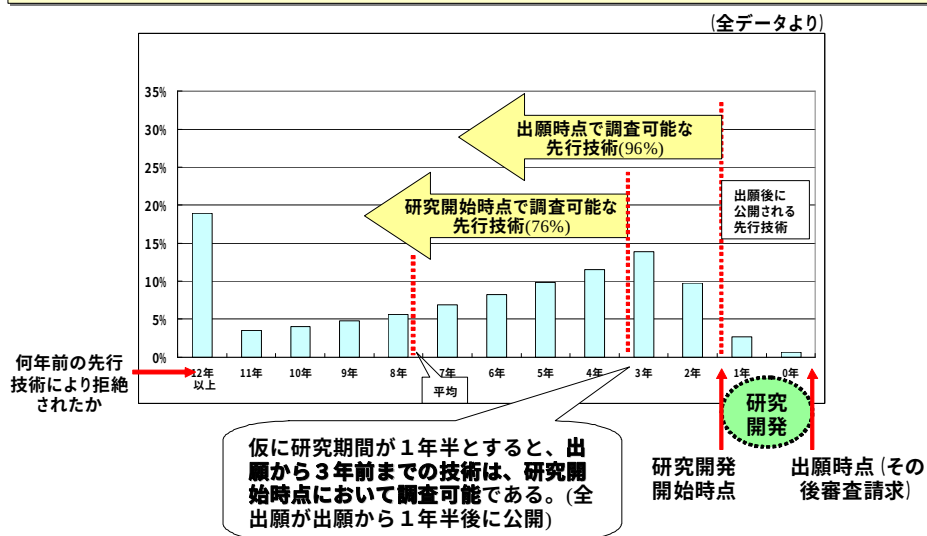
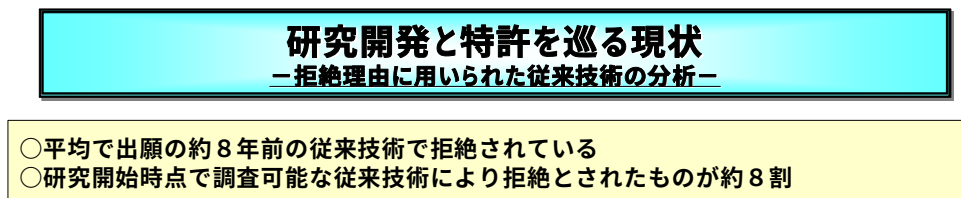
(E) 模倣品対策等その他特許庁の種々の取組

また、各企業の「特許査定率」、「戻し拒絶査定率」、「拒絶査定理由に用いられた従来技術分布」等の個別データを全体平均や業界平均と比較し、企業の特許取得状況を企

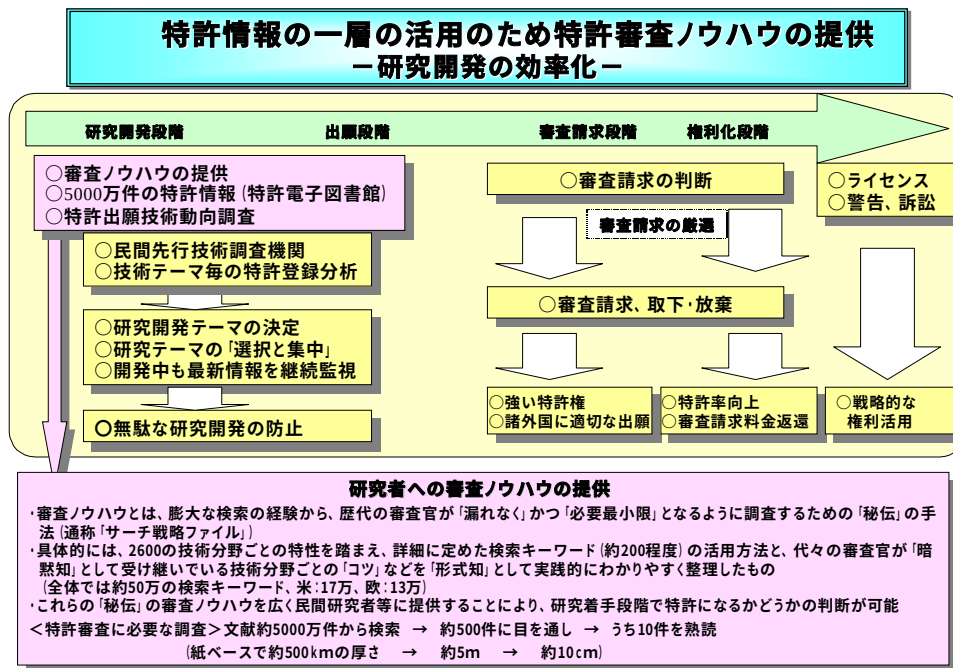
業の代表権を有する方々に説明した。



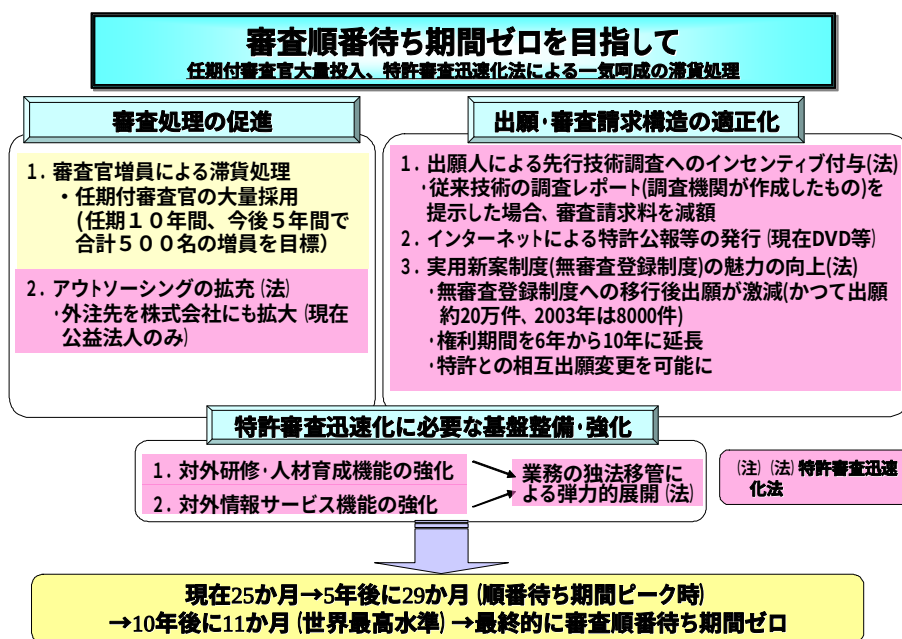
図：研究開発と特許との関連



図：拒絶理由に用いられた従来技術の分析



図：特許審査ノウハウの提供



図：審査順番待ち期間ゼロを目指して

(ウ) 企業側の説明の概要

企業におけるそれぞれ工夫を凝らした知的財産への取組状況の説明を受けた。代表的な取組状況を以下に紹介する。

(A) 事業戦略、研究開発戦略と知的財産戦略を三位一体とした経営戦略を策定、推進

(a) 戦略の策定

- 知的財産戦略のポリシーやスローガンを掲げ具体的な戦略計画を策定
- 知的財産を事業戦略の一つとした計画の実行
- リスクマネジメントとしての徹底した知的財産管理を実施（知的財産の管理規程による全社的一元

- 管理、成果の保護・保全策の周知徹底)
- (b) 事業・研究・知的財産の各グループの協働
- ・研究開発段階で知的財産部員が研究開発現場に赴くリエゾン体制を組織し、研究開発の源流に入り込み開発者と一体になり開発テーマの方向性を確認
 - ・研究開発段階から特許情報を有効に活用した研究開発を推進
 - ・権利取得後の活用（自社活用、他社へのライセンス等）を視野に入れた研究開発
 - ・事業グループ、研究グループ、知的財産グループ幹部による特許戦略会議で事業グループ、研究所の戦略に合致した特許戦略を策定
 - ・製品開発の各段階で技術評価を行う検討会を実施し、他社に影響のある特許、標準化技術の特許、ビジネスモデル特許、外国特許の取得強化を検討
- (c) 人材
- ・知的財産担当役員の任命、知的財産部員数の増加
 - ・研究者に知的財産研修を強化、義務化
- (B) 特許の選択と集中により量から質へ転換
- ・自社内特許データベースの構築、特許調査子会社設立による特許調査体制の充実
 - ・マーケット情報と先行技術調査によるつぶれにくい質の高い特許の取得
 - ・重点テーマに関して研究者と共に集中的に発明を抽出
- (C) 特許網の構築を積極的に展開
- ・他社を圧倒する特許網の形成を目標
 - ・本丸、内堀、外堀に分けて特許網を構築
 - ・知的資産分析シート（事業・製品毎の知的財産情報、シェア情報等）を作成し、パテントポートフォリオマネジメントを展開
 - ・研究・出願段階での自社実施特許、防衛特許、他社へ譲渡、ライセンスする特許の戦略的区分
- (D) 特許取得のグローバル化を積極的に展開
- ・米国、中国等への出願の強化
 - ・PCT出願の積極的利用
 - ・米国特許商標庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局の審査官に対して技術勉強会を実施することによる外国審査官の先端技術審査能力の向上
- (E) 製造ノウハウ等のブラックボックス化（出願との峻別、先使用权の確保）
- (F) 重要出願の早期権利化（早期審査制度、面接審査の活用）
- (G) 自社特許・ノウハウの定量的価値把握を実施しIR情報（投資家向け企業情報）として開示
- (イ) 企業側の主な意見
- 特許庁と企業との間で、自由闊達な意見交換を行った。以下が企業から出された主な意見・要望である。
- (A) 特許審査に関して
- ・特許審査の迅速化
 - ・安定した権利の設定（審査基準の統一、パラメータ特許審査の厳格化）
 - ・権利育成型審査を希望
 - ・審査着手延長制度の導入（医薬、標準化関連技術）
- (B) 意匠・商標に関して
- ・デザイン力、ブランド力強化のため、特許庁の意匠、商標審査の一層の迅速化・的確化を期待
- (C) 職務発明に関して
- ・対価決定は企業と従業者との契約を尊重
 - ・産学共同研究における対価の額の産学バランスをとること
- (D) 海外に関して
- ・中国等での模倣品対策（水際取締強化、中国での罰則強化等）
 - ・海外での特許取得費用の低減（国際的制度統一、翻訳費低減、翻訳精度の向上、早期審査による日本特許の国際標準化）
 - ・審査結果の三極間の相互利用の促進による審査の迅速化・的確化
 - ・米国の先発明主義変更の交渉
 - ・海外における先使用权の確保（国際的ハーモナイゼーション）の交渉
- (E) 特許電子図書館（IPDL）に関して
- ・IPDLは研究者が多く利用しており重宝しているものの、一層の高速化および検索の平易化を要望
- (F) 特許庁とのコミュニケーションに関して
- ・特許庁と経営トップレベルでの意見交換の継続的開催や、先端技術の第一線の研究者と審査官との

意見交換、審査官の研究所・工場視察を希望

(イ) 意見交換会の反響

企業経営者から特に反響があるのは、自社の研究開発に対する特許面からの結果を示すデータに関してであった。これは、研究開発に関する成果物である特許に関して、同業他社と比較した「特許査定率」や「拒絶査定理由に用いられた従来技術分布」の状況について、自社の明確な位置づけが分かることは研究開発の進め方を考える上での大きなヒントになり得るためと思われる。

また、意見交換会を契機に企業内部において、経営層と知的財産部門との意志疎通がより緊密になったことや、経営層の知的財産への理解がより深まったと思われる。

(2) 知的財産部との意見交換

2003 年より、出願件数上位 300 社を中心に、192 社の企業の知的財産部を個別に訪問した。

当方より、企業が知的財産を活用した戦略的取組を行うための環境整備として、最近の施策内容の説明を行うとともに、特許庁が保有する企業データを提示しながら、企業の知的財産戦略について、企業の知的財産部長等と意見交換を行った。

2. 政府全体における取組

2. 1. 知的財産戦略の動き（「推進計画」策定まで）

知的財産戦略はめまぐるしいスピードで展開している。2002 年 11 月には、知的財産戦略の基本方針を定めた「知的財産基本法」（平成 14 年（2002 年）法律第 122 号）が成立し、同法に基づき、2003 年 3 月には、内閣に知的財産戦略本部が設置された。同本部における約 4 か月の活発な審議を経て、2003 年 7 月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（「推進計画」）が決定され、知的財産戦略に関する施策が集中的・計画的に実施されることになった。

2. 2. 知的財産戦略本部の専門調査会における検討

「推進計画」の決定の際に、更なる調査検討が必要とされた知的財産政策の重要課題について検討するため、知的財産戦略本部の下に、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」、「コンテンツ専門調査会」及び「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」の 3 つの専門調査

会が設置された。

2003 年	秋	検討開始
12 月		権利保護基盤の強化に関する専門調査会において「特許審査を迅速化するための総合施策について」及び「知的財産高等裁判所の創設について」取りまとめ
2004 年	4 月	コンテンツ専門調査会において「コンテンツビジネス振興政策」取りまとめ
5 月		権利保護基盤の強化に関する専門調査会において「模倣品・海賊版対策の強化について」取りまとめ

なお、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会では、患者と医師の信頼関係の下で等しく行われるべき医療行為等に悪影響を及ぼさないように十分配慮しつつ、国民の保険医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の「特許法」上の取扱いについて検討が進められている。

2. 3. 「推進計画」の成果

「推進計画」に記載された各種施策については、いくつかの成果が出始めている。その概要をまとめると次のとおりである。

<第 1 章 創造分野>

○国立大学の法人化により、大学運営について大幅な自主性が認められることを契機に、大学における研究成果を原則機関帰属とするとともに、大学の知的財産本部の整備や技術移転機関（TLO）との連携の強化を図る等、産学連携を推進するルールや体制の整備が図られている。

<第 2 章 保護分野>

○今後、審査順番待ち案件が 80 万件に拡大すると予想されている特許審査については、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が成立し、その着実な実施が図られるとともに、任期付審査官の大幅増員など「審査順番待ち期間ゼロ」へ向けた総合施策が実施に移されている。

○知的財産訴訟の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う「知的財産高等裁判所設置法」が成立するとともに、これにあわせて、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化と営業秘密の保護、特許侵害訴訟と無効審判の関係の整理などの措置を盛り込んだ「裁判所法等の一部を改正する法律」も成立し、その着実な実施

が図られている。

○模倣品・海賊版対策の強化については、知的財産権侵害疑義物品の輸入者・製造者等の情報を権利者に開示すべく、「関税定率法」が改正され、2004年4月に施行され、その着実な実施が図られている。

○外国市場対策については、ODA大綱やAPEC首脳宣言・閣僚宣言において知的財産権の保護が盛り込まれるなど一定の進展が見られる。

<第3章 活用分野>

○知的財産権に関するライセンサーの立場にある企業が倒産した場合に、当該知的財産権のライセンスを受けている企業の保護等を内容とする「破産法改正案」が成立し、その着実な実施が図られている。

<第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大>

○我が国のコンテンツは、近年、海外で高い評価を得ているが、その魅力をビジネスとして十分生かしきれていないのが現状である。このため、総合的なコンテンツの振興を図るべく、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が成立し、その着実な実施が図られている。

○権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する観点から、音楽レコードの還流防止措置及び書籍・雑誌の貸与権の付与等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、その着実な実施が図られている。

<第5章 人材の育成と国民意識の向上>

○法曹人口の増加の中で、「知的財産法」に関する研修に多数の弁護士が自主的に参加するなど弁護士の知的財産への関心の高まりが見られる。

○弁理士人口の拡大が進むとともに、特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる「付記弁理士」が2003年度から誕生している。

○2004年4月より設置された法科大学院では、68校あるすべての法科大学院において、「知的財産法」に関する授業科目が開設されるなど知的財産に関する教育も着実に進みつつある。

知的創造時代の審査・審判

1. 審査

1. 1. 特許審査

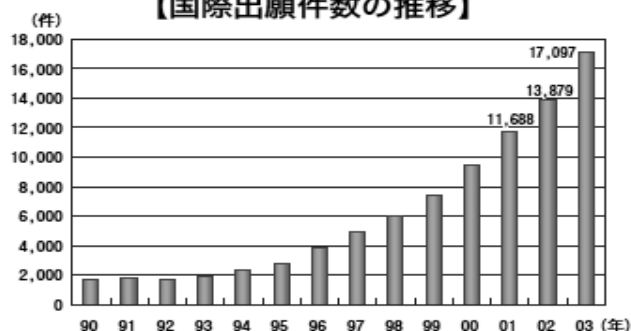
(1) 特許審査をめぐる現状

(7) 出願・審査請求の動向

(A) 特許出願の動向

我が国の特許出願件数は、1997年から2001年にかけて年平均3%程度の割合で増加し、その後も高い水準で推移している。また特許協力条約に基づく出願（以下、「PCT出願」という。）は、2003年対前年比23%増となり、企業活動のグローバル化等を背景に、今後とも増加傾向が続くと予想される。

【国際出願件数の推移】

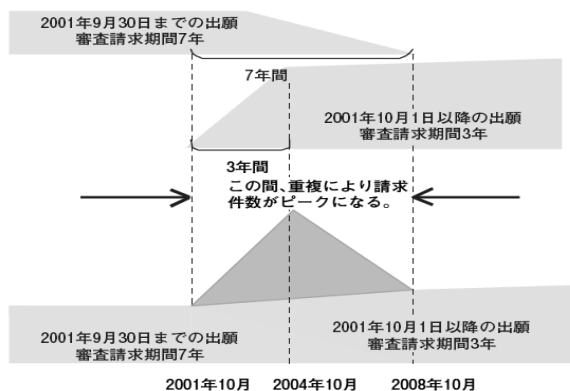


(B) 審査請求の動向

我が国の審査請求件数は、1997年から2000年にかけて年平均4%程度の割合で増加し、その後も25万件前後の高い水準で推移している。これは、ある特定の年に行われた出願全件のうち、最終的に審査請求される出願の比率（以下、「最終審査請求率」という。）が、1988年出願分以降6年間で約10ポイントも上昇し、その後も54%程度という高い値で推移していること等に起因している。

また、1999年の「特許法」改正により、これまで出願から7年であった審査請求期間が3年に短縮されたことに伴い、今後、2004年から2008年の5年間にわたって、一時的に審査請求件数が急増することが予想されている。

【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増のイメージ】



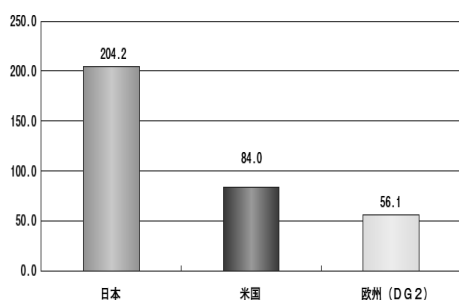
(イ) 特許審査の現状

技術革新の進展に伴い、特許出願の内容も高度化・複雑化している。また、戦略的に特許を取得するために、出願人が、明細書に記載した技術をもとに権利範囲を多面的に設定する傾向を反映し、特許出願1件に含まれる発明の数（請求項数）は一貫して増加傾向にある。

さらに、近年急増しているPCT出願に関する国際調査報告や国際予備審査報告の作成については、企業の事業戦略上、重要であると考えられることに加え、報告書の作成期限や諸外国の文献も含めた調査範囲が条約で定められているため、優先的に取り扱う必要がある。このため、特許審査官のPCT出願に関する業務が増大しており、結果として国内出願の関連業務に充てることができる審査能力の割合は減少する傾向にある。

特許庁では審査業務の効率化に向け、先行技術調査の外部発注（アウトソーシング）やITを活用したペーパーレスシステムの導入等の抜本的な対策を講じており、この結果、審査官一人当たり、欧米の特許審査官の2～3倍の案件の審査を行い、少ない人員により効率的な審査を実現している。

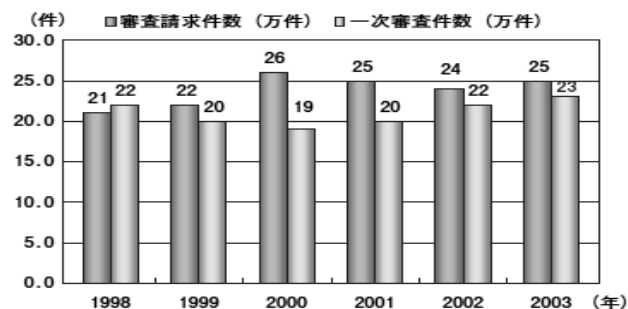
【2003年の1人当たりの最終審査+国際予備審査件数（米国のみ2003年度）】



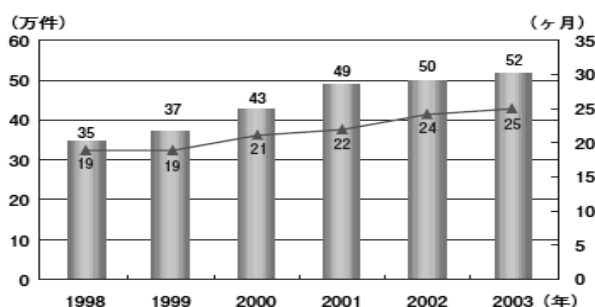
（備考）日本、欧州は2003年、米国は2003年度の値。
「審査官一人当たりの処理件数」は、最終処分件数と国際予備審査件数の合計を同年の審査官数で除したものの。
（なお、欧州特許庁は審査部門（DG2）の審査官数（1949人）を使用して計算。）

しかしながら、近年の審査請求件数の増大に対応して、審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡が生じている。この4年間でみた場合、その不均衡は、7万1千件（2000年）、5万8千件（2001年）、2万2千件（2002年）、2万1千件（2003年）と改善傾向にはあるものの、滞貨の累積は約52万件まで増大し、審査順番待ち期間の長期化を招いている。さらに、審査請求期間を短縮する制度改革の影響で、今後数年にわたって審査請求件数が急増して、滞貨が約30万件程度増加し、審査順番待ち期間が一層長期化すると懸念されている。

【審査請求件数と一次審査件数の推移】



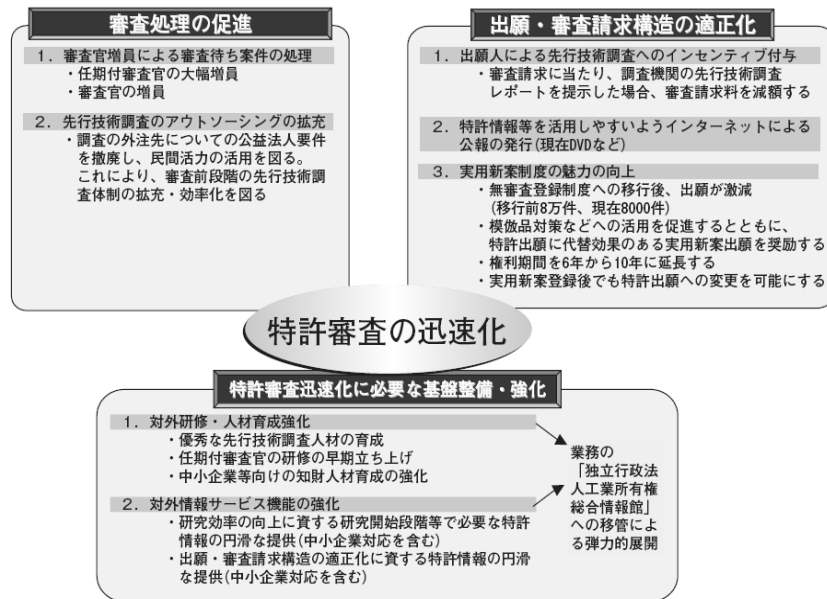
【審査待ち件数と審査順番待ち期間の増加】



(2) 特許審査の取組

「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、既存の滞貨約52万件に加え、今後発生が見込まれる約30万件の審査順番待ち案件（いわゆる「請求のコブ」）を一掃することが必要である。このため、次の施策（参照図：特許審査の迅速化に向けた総合施策）を講じた。

【特許審査の迅速化に向けた総合施策】



(7) 迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた主な取組

(A) 通常審査官の確実な確保

審査の的確性を維持しつつ「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、まずは中長期的に審査請求件数（IN）と審査着手能力（OUT）の不均衡を解消するために必要な特許審査官の増員を行うことが求められる。このため、国家公務員の定員削減が進められる厳しい状況の中、必要な特許審査官の定員を確保する。

(B) 任期付審査官 500 名の確保

「審査順番待ち期間ゼロ」を実現するためには、通常審査官の増員により、IN と OUT の中長期的な均衡を図るとともに、今後約 80 万件まで増加すると見込まれる審査順番待ち案件（滞貨）を一掃することも極めて重要な課題である。

このような大規模な滞貨を一掃するには、一時的に審査能力を大幅に増強することが必要であるため、臨時措置として、任期付任用による専門性の高い外部人材を 5 年間にわたり毎年 100 名程度、合計 500 名程度の採用する計画をたて、2004 年度はその一環として 98 名の任期付審査官を採用した。引き続き任期付審査官の定員を毎年 100 名ずつ確保し、臨時的な審査能力の向上を図る。

(C) 先行技術調査のアウトソーシングの拡充

「審査順番待ち期間ゼロ」の実現に向けて、通常審査官や任期付審査官の増員効果を最大限発揮するため

には、先行技術調査のアウトソーシング（以下、「サーチ外注」という。）についても、規模を大幅に拡大していくことが必要不可欠である。

サーチ外注に関し、現行制度は、公益法人の中から特許庁が指定した指定調査機関に対し、先行技術調査等を外注できる仕組みとなっている。

今後、優秀な調査業務実施者（サーチャー）をより多方面から確保して、サーチ外注の一層の拡充を図るためには、公益法人要件の撤廃や、指定制度から登録制度への移行等によって、外注先機関の裾野を広げる必要がある。このため、今般の「特許審査迅速化法」において、これらの事項について必要な法的手当がなされている。今後、民間の調査会社等、複数機関が登録調査機関に新規参入することによって、サーチ外注規模の拡大が図られるとともに、登録調査機関の間に競争的環境が生まれることが期待される。

しかしながら、サーチ外注業務は高度の知識と一定の経験を必要とするため、新たに登録調査機関としてサーチ外注業務に参入する民間の調査会社等がこれらの要件を備えた所定の数の専門人材を自ら育成することは、相当のコストとリスクを伴う。このため、独立行政法人工業所有権総合情報館において、実践的な内容を含む充実した研修を実施して、専門性のある質の高いサーチャーの育成を行い、登録調査機関への新規参入の促進を図る予定である。

また、近年では、従来から行われてきた調査結果を報告書にまとめて特許庁に提出する形式の業務提供（納品型外注）から、報告書の提出に際して調査を担当した調査機関のサーチャーが調査結果を審査官に直接口頭で説明するとともに、審査官からサーチノウハウをフィードバックできる形式の業務提供（対話型外注）への転換を図るなど工夫を進めている。今後、先行技術調査のアウトソーシングの効率化及び質的向上が求められる中で、納品型から対話型への移行を更に進めていく。

(D) 特定登録調査機関制度の導入

「特許審査迅速化法」により、2005 年 4 月から、特定登録調査機関制度が導入されることとなった。当該制度を活用して、出願人が質の高いサーチレポートを審査請求前に入手し、権利化の見通しを立てて審査請求を行うことにより、出願人のより適切な審査請求行動を促すことができると期待される。

(E) 的確な権利設定に向けた審査基準の改訂・運用

2003 年、特許庁では、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での検討を踏まえ、よりの確な特許保護及び国際調和の観点から、以下の審査基準の改訂、公表を行った。

- (a) 「人間を手術、治療又は診断する方法」の審査基準の改訂（2003 年 8 月）
- (b) 「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準の改訂（2003 年 10 月）
- (c) 「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」の審査基準の改訂（2003 年 10 月）
- (d) 「発明の単一性の要件」の審査基準の改訂（2003 年 12 月）

また、次の審査基準については、作成・改訂作業を進めており、2004 年度中に公表する予定である。

- (e) 「優先権」の審査基準の作成
- (f) 「実用新案技術評価書」の審査基準の見直し
- (g) 「審査の進め方」の審査基準の見直し

(F) 担当弁理士の明確化

特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループからは、出願毎にその担当弁理士を明記し、面接要請等には、担当弁理士が責任をもって対応する必要がある旨報告された。

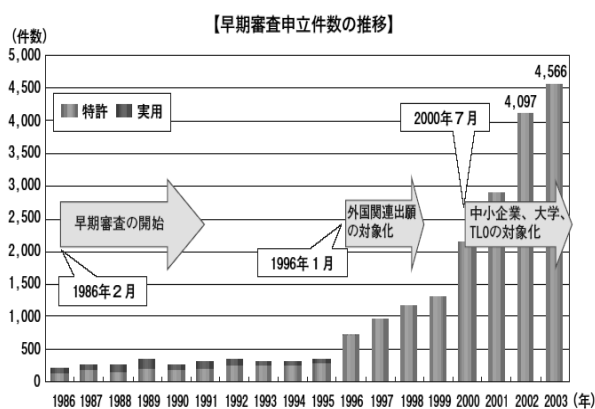
この報告を受け、2004 年 4 月 1 日以降に出願される出願、同日以降に請求される審判請求で、複数の代理人がいる場合又は代理人が特許業務法人の場合には、願書等に担当弁理士を表示すること、及び、原則、担当弁理士が面接等を行うことを、日本弁理士会等を通じて依頼した。

(イ) 出願人ニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

特許審査に対する出願人ニーズが多様化する中、戦略的な特許取得など出願人の知的財産戦略を支援するため、特許庁では次の施策を実施している。

(A) 早期審査の推進

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、出願人の早期権利取得ニーズに、より適切にこたえるため、既にその発明を実施している（あるいは 2 年以内に実施予定の）実施関連出願や、外国にも出願している外国関連出願、また資力の乏しい中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TLO、公的研究機関からの出願について、事情説明書の提出を前提に、早期審査を行っている。



(B) 国際出願と先の国内出願の同時着手の運用明確化

(C) 出願人・代理人との巡回審査の推進

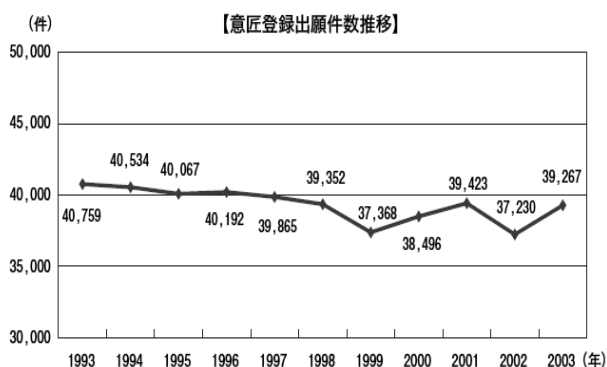
(D) 関連出願連携審査の着実な実施

1. 2. 意匠審査

(1) 意匠出願の動向

<出願全体>

過去 10 年以上にわたって、意匠登録出願件数は約 4 万件で推移し、安定した出願件数となっている。2003 年における出願件数は 39,267 件であり、2002 年に比べ、約 5.5%、約 2 千件ほど増加している。



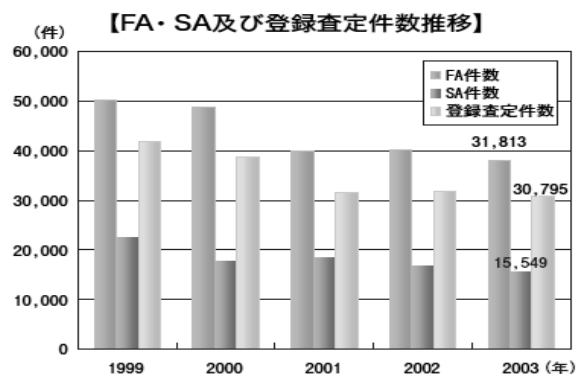
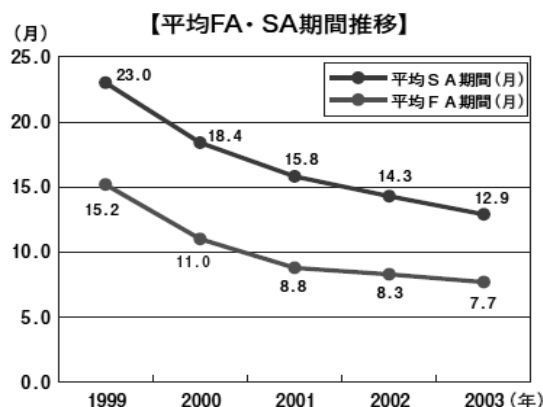
2003 年の意匠登録出願件数を物品分野別にみると、日本意匠分類Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Lグループ（土木建築用品）及びDグループ（住宅設備用品）の出願が依然として多く、Hグループの出願件数が2年連続で減少しているものの、その他の物品分野ではどの分野においても前年の出願件数を上回っている。

また、近年大幅に出願件数が増加しているのは、Eグループ（趣味娯楽及び運動競技用品）であり、具体的には遊技娯楽用品の出願件数が大幅に増加している（参照図：物品分野別意匠出願件数推移）。

(2) 意匠審査の状況と迅速化・的確化の必要性

(7) 意匠審査全般

製品サイクルの短縮化、活発な技術革新、消費者側の商品デザイン性の重視、アジア諸国等からの模倣品流入の増加等、意匠の早期保護に対するニーズが高まる中、意匠審査の迅速化を進め、出願から一次審査結果の通知まで（F A期間）の平均期間が1999年には約15.2か月であったが、2003 年は平均期間を 7.7 か月まで短縮化してきたところである。また、出願日から一次審査結果の通知後に査定が発送されるまでの期間（S A期間）も短縮化し、2003 年には平均12.9か月となった。



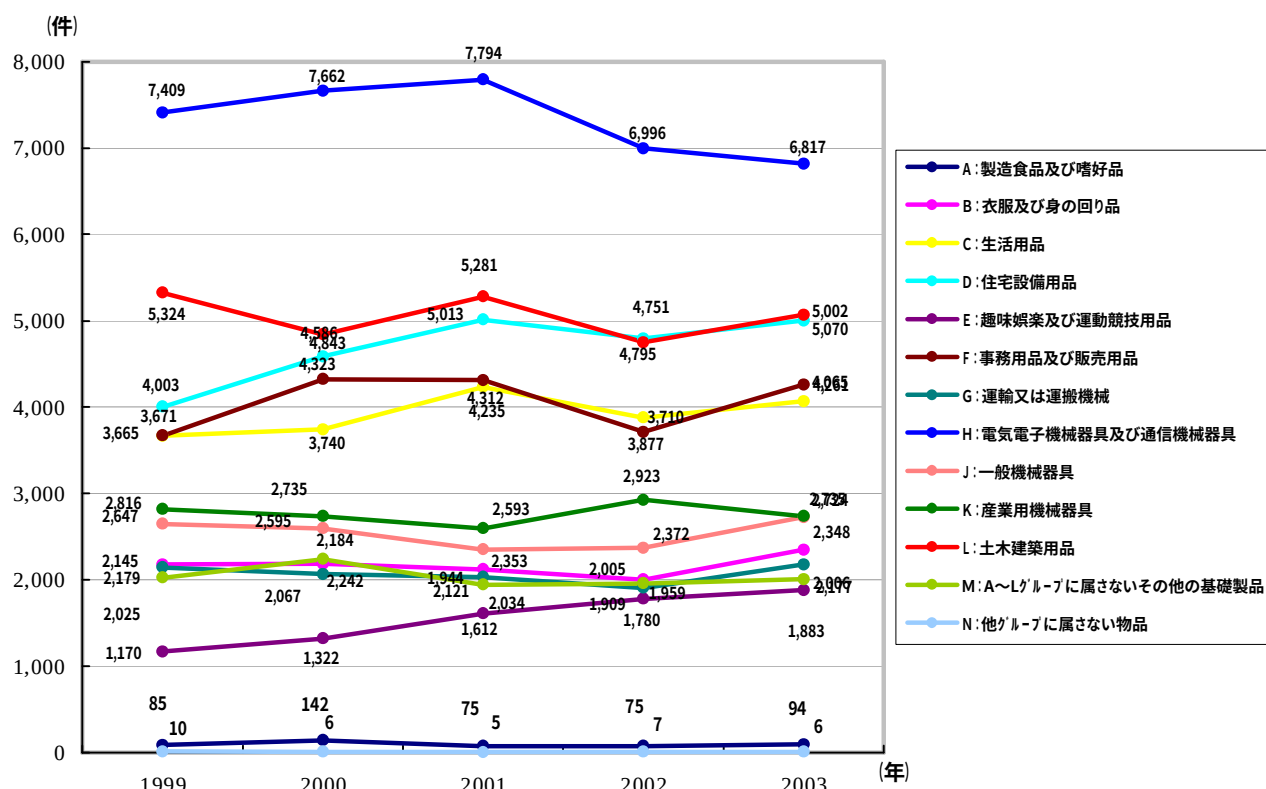
しかし、企業等における意匠登録出願と製品（実施物）の関係を見ると、意匠登録出願から製品発売までの期間は、物品分野に関わりなく、どの分野も概ね3か月程度であり、ライフサイクルの短い物品や模倣されやすい物品の分野では製品発売から3か月程度経過後に模倣品等が発生し始めるため、意匠審査のF A期間の更なる短縮が求められている。一方、ライフサイクルの比較的長い物品分野では、審査期間の安定化、意匠審査の判断内容の明確化が望まれている。

(4) 早期審査

権利化について緊急性を要する実施関連出願など、所定の要件を満たす意匠登録出願については、審査官は速やかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めることとしている。

2003 年における早期審査の申出件数は75件、そのうち早期審査の対象として選定された件数は34件（約45%）であった。また、早期審査の対象として選定された案件については、早期審査の申出から平均約2か月で一次審査結果を通知している。

図：物品分野別意匠出願件数推移



(3) 意匠分類の改正

現行の日本意匠分類は1989年に一部改正を行っているものの、運用開始から20年以上が経過し、その間産業界では様々な新技術を基盤として、人の生活スタイルや環境にあわせた製品が創造され、デザインが多様化していることや、1998年に「意匠法」が改正されていることから、現行の意匠分類を見直す時期にきていると考えられる。

一方、近年意匠審査は迅速化し、出願から一次審査結果の発送までの期間（F A期間）が2003年には平均7.7か月まで短縮化しているものの、模倣されやすい製品やライフサイクルの短い製品の産業分野からは、更なる審査期間の短縮化が求められており、このためには増大化する審査資料を効率よくサーチしていくことが重要となる。

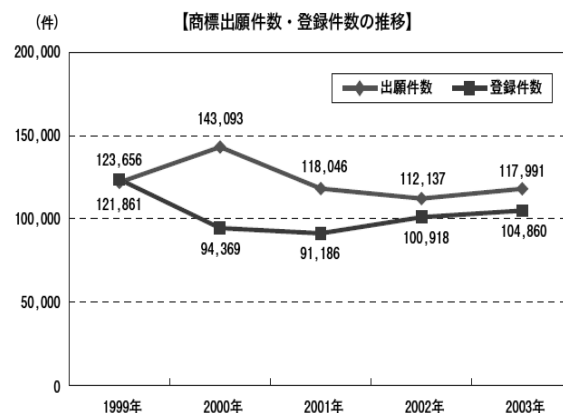
これらを踏まえ、2003年から日本意匠分類の改訂作業を開始し、2004年4月に新しい日本意匠分類の策定作業を終えた。今後は現行の意匠分類から新しい意匠分類に混乱を来すことなく移行するための準備をすすめ、2005年1月の出願以降から新しい意匠分類を適用し、意匠審査への運用を開始する予定である。

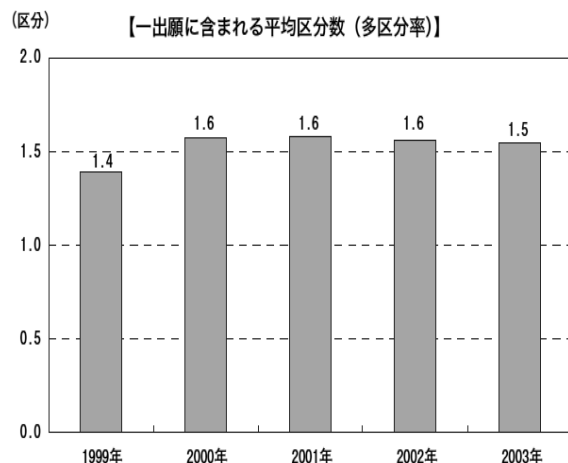
1. 3. 商標審査

(1) 商標出願動向

商標登録出願件数（国際商標登録出願を除く。）は、近時最多を記録した2000年以降、2年連続して減少したが、2003年の出願件数は、前年比約5%増の約11万8千件となっている。

一方、2003年の登録件数は、前年比約4%増の約10万5千件となっている。

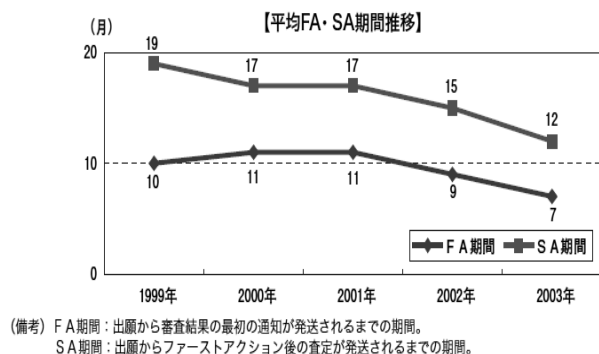




(2) 審査処理状況

(7) 審査処理期間

商標の審査処理期間は、処理に係る電子化の推進及び民間能力の活用等を進めることにより、着実な短縮化が図られている。具体的には、2003 年における平均ファーストアクション期間（F A 期間）は約 7 か月であり、前年から約 2 か月短縮した。



(3) 商標審査の取組

(7) 早期審査

模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期処理のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、商標登録出願のうち、出願人が出願に係る商標を使用しているか又は使用の準備を進めており、かつ、第三者が無断で使用するなど権利化について緊急性を要するものについては、通常審査に優先して速やかに審査する早期審査を実施している。

(参考：早期審査の対象となる出願)

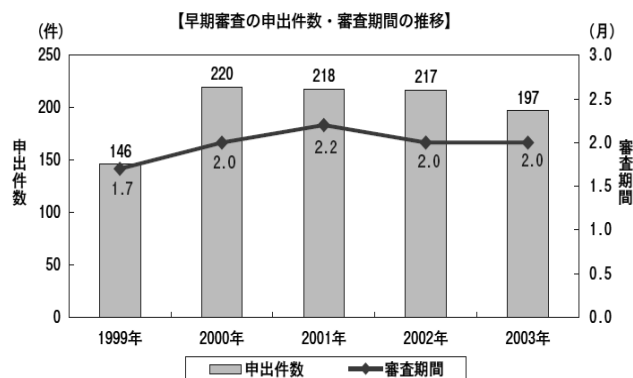
次の 2 つの要件を備えた商標登録出願を早期審査の対象とすることができる。

(a) 出願人自身又はライセンシーが、出願商標を指定商品若しくは指定役務（一部の商品若しくは役務を含む。）に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている出願であること

(b) 「権利化について緊急性を要する出願」であること

上記の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府機関へも出願している場合
- その他、権利化について緊急性があると認められる場合



(4) 審査の質の確保

商標審査に関しては、商標登録出願の平均 F A 期間がここ数年短縮化してきている一方、制度利用者からより一層の審査の質の確保が求められている。そこで、商標審査を適正かつ統一的に行い、安定した権利を付与するための方策を講じるとともに、商標審査の判断が常に社会・経済の状況に合致したものとなるように、「ことば」に造詣の深い学術・文化関係者など、商標に関連する各分野の有識者

と意見交換を行うことを目的とする商標有識者懇談会を開催して、審査の質を確保するよう努めている。

2. 審判

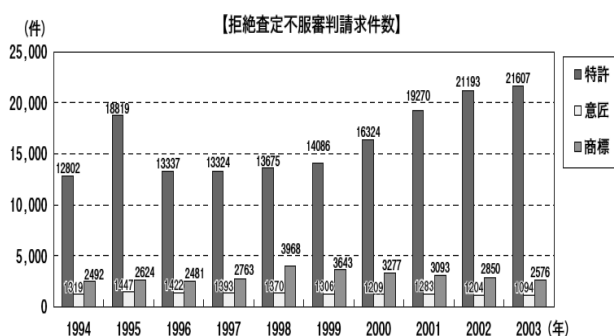
2. 1. 審判の現状

(1) 審判の請求動向

審判制度は、審査の上級審としての機能と特許等の有効性に関する紛争解決の機能という2つの機能を有している。前者を主たる機能とする拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深く、後者を主たる機能とする無効審判等の権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財産権に係る紛争の動向との関係が深い。

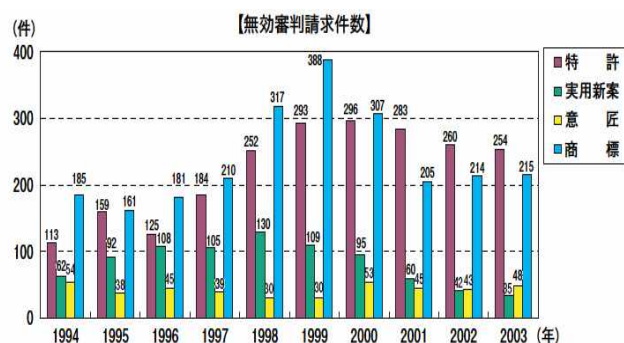
(7) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の請求件数は、意匠がここ数年はほぼ横ばい、商標が微減傾向であるのに対して、特許は高い伸びを示している。これは、特許審査における拒絶査定件数及び拒絶査定率の上昇によるものと考えられる。

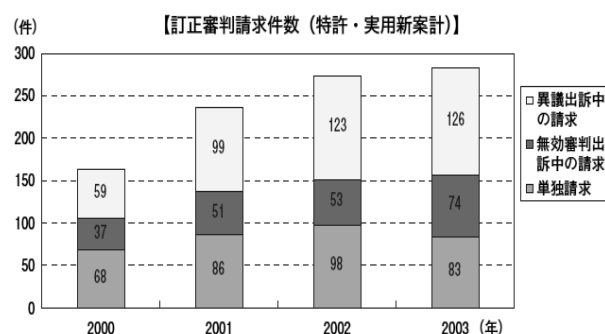


(4) 無効審判・訂正審判

特許・実用新案・意匠・商標の各分野とも無効審判の請求件数は、侵害訴訟等、産業財産権に係る紛争の増加を反映し1990年代以降増加傾向にあったが、ここ数年減少傾向にある。

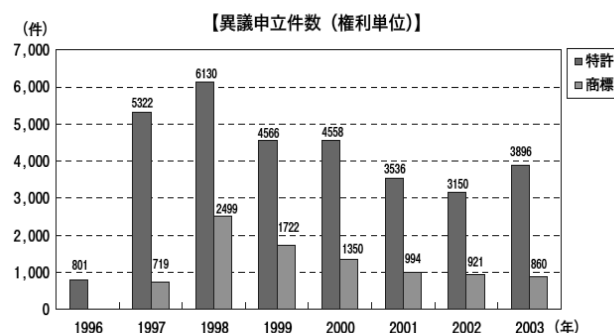


特許の訂正審判の請求件数は、ここ数年で急増しているが、その増加分の大部分が審決等取消訴訟の継続中に請求されたものであり、訴訟段階に至っての訂正審判の請求が常態化していることがうかがえる。



(9) 異議申立

異議申立件数は1998年をピークに漸減傾向にある。こうした異議申立の減少傾向は、事後に特許権が取り消されることのない、安定的権利付与に向けた適切な審査が進んでいることを示しているものといえる。特許異議申立制度は、平成15年（2003年）法改正により廃止され、2004年1月1日より無効審判制度に統合された。



（備考）特許は、1996年1月から、商標は1997年4月から付与後異議申立制度へと移行している。公報発行・申立期間等の理由で、付与後異議申立が本格化したのは移行した年の年末以降、付与後異議申立審理が開始されたのは移行した年の翌年である。

(2) 審理の充実（厳正化）

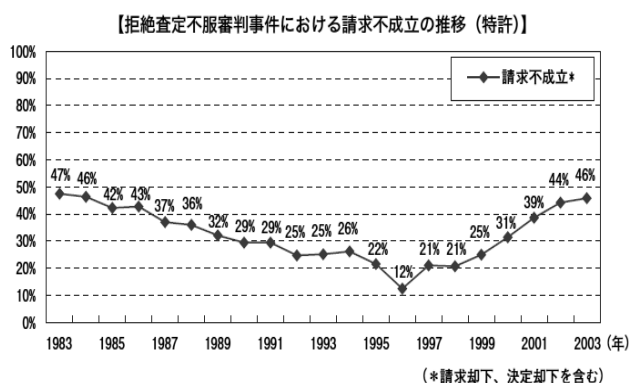
プロパテント政策は、特許権に対して強い保護を与えようとするものであるが、こうした政策が適切に推進されるためには、特許性を有する発明が適正に特許されるとともに、特許性を欠く発明が特許されないことを確保する運用体制が確立される必要がある。係る観点から、特許に関する審判の審理結果を見ると、ここ数年、審理の充実化（厳正化）の傾向が明確になっていることがわかる。

拒絶査定不服審判の審決の内訳をみると、請求不成立とした審決の割合が、1997年の約20%から2003年には約46%と2倍以上に増加している。これは、特許性を有する

発明が特許され、特許性を欠く発明が特許にされないという適切な審査・審理の確保の観点から、その充実化が図られ、産業の発展に資する発明の適切な保護が図られていることをうかがわせるものである。また、拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の状況を見ると、1999年度には約24%であった審決取消率が、2003年度には約17%に低下しており、この審理の充実化が裁判においても支持されていることがうかがえる。

進歩性等の特許要件の厳正化は、従来より産業界から要請がなされていたものであり、ここ数年の審判の審理の傾向は、産業界のこうした要請にもこたえるものといえる。

また、拒絶査定不服審判における請求不成立率の上昇は、審査において特許されなかった発明が審判においても特許されなかったケースの割合が増加していることを示すものであるから、特許取得の可否に対する予見性が向上しているといえる。



(3) 審判部の取組

(7) 審理の充実に向けた取組

特許庁の主たる使命として安定した産業財産権を付与することが挙げられる。審判においても的確な審理の遂行が求められており、「当事者の主張を踏まえた的確な判断」といった審理内容の充実に関する課題については、引き続き、進歩性の要件の重視（厳正化）を含めた基準等に基づく統一した運用、権利付与後の審判事件の審理体制の充実、審査・審判の連携、技術アドバイザー・法律アドバイザー等幅広い知見者の活用、研修等の充実、判決内容の分析と審判官へのフィードバックの充実等を展開する。また、面接審理及び巡回審判を積極的に活用し、請求人等との対話を通じた的確な審理の一層の推進を図る。

(イ) 迅速な審理の実現に向けた取組

無効審判等の権利付与後の審判事件については、特許権等の有効性をめぐる紛争を迅速に解決することにより保護の実効性を図ることが社会的な要請であるとの観点から、優先的な審理を実施している。

拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判についても審理期間を注視していくとともに、同一審判請求人の関連する案件を一括して審理する「まとめ審理」を実施し、効率的な審理を図る。また、審判調査員等、審判官業務を補助する者の一層の効率的な活用を図る。

(A) 無効審判について、当事者との合意に基づき審決送達までのスケジュールを策定し、そのスケジュールに沿って審理を進める、いわゆる「計画審理」を、2001年7月からの試行結果を踏まえて、2003年1月以降に請求された無効審判事件のうち、複雑で審理スケジュールの見通しが立てにくい案件を対象として本格的に導入している。

(B) 特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件については、申立により当該事件の審理を早期に行う早期審理制度を実施している。特許・実用新案について、2000年7月より早期審理の対象とするための要件を緩和するとともに、早期審理に関する事情説明書を簡素化し、利用しやすい制度とした。2004年7月からは、適用対象のさらなる拡大を図った。

(ロ) 紛争解決機能の充実

侵害訴訟等の知的財産権紛争と関連していることが多い無効審判や訂正審判は、優先的に審理を進めている（前項(イ)参照）。

特に、裁判所との情報交換の促進を通じて侵害訴訟と関連したこれらの審判事件等を早期に把握し、侵害訴訟関連審判事件のより迅速な審理に活用する。

(エ) 審判環境の整備

特許行政全体の情報化の流れの中で、審判制度においても情報化に基づいた審判環境の整備を実現することで、行政サービスの向上を図る。

拒絶査定不服審判（前置審査を含む）については、出願段階からの手続の継続性が強く、出願段階からの一貫したペーパーレス化に対する庁内外からのニーズも高いことから、意匠・商標のペーパーレス化と並行し、2000年1月から四法同時の審判ペーパーレスシステムを稼働し、運

用している。

(オ) 制度改正にともなう取組

特許権の有効性を争う紛争処理制度の合理化を図るため、特許異議申立と無効審判の統合・一本化及び審決等取消訴訟係属中の訂正の機会の適正化等を内容とする新無効審判制度が2004年1月から施行されている。この新無効審判制度については、2003年9月から11月にかけて全国で説明会を行う等、その内容を広く一般に周知してきた。引き続き、新無効審判制度の内容を周知し、制度的確な運用を図っていく。

また、侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会において検討がなされた。同検討会の取りまとめを受け、「裁判所が、侵害訴訟において『特許が無効であることが明かな場合』に限らず、当該権利の有効性について判断でき、権利が無効審判で無効とされるべきものであるときは、権利の行使を認めない旨の規定（「特許法」第104条の3等）」や、「裁判所と無効審判との判断相違の防止のため、侵害訴訟当事者の権利の有効性に関する主張・立証情報を特許庁が必要に応じ入手することを可能とする規定（「特許法」第168条第5項～6項等）」の新設等を内容とした「裁判所法等の一部を改正する法律」が、2004年6月に成立した。同法が施行される2005年4月に向け、侵害訴訟係属中の無効審判等の迅速な審理及び裁判所と特許庁の連携強化のための取組を行っていく。

2. 2. 審決等取消訴訟の出訴状況

2003年の審決等取消訴訟の出訴件数は、全体としては減少した。ただし、特許の無効審判審決取消訴訟、商標の

異議申立審決取消訴訟については増加した。

審決、決定全体に対する取消訴訟が出訴された審決、決定の割合（出訴率）を見ると、特許の拒絶査定不服審判審決取消訴訟については、審決に対する出訴率はほぼ一定である（参照表：出訴件数（2003年））。

我が国における知的財産活動の状況

1. 知的財産戦略と産業競争力

1. 1. 統計からみる知的財産活動

知的財産政策の企画・立案に当たっては、企業等における知的財産活動の実態を把握することが重要である。知的財産活動調査1は、企業等の知的財産活動に関する実態を調査し、多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応できる基礎情報を得ることを目的とした、我が国で唯一の本格的な知的財産関連調査統計である。

(1) 国内外への特許出願状況

知的財産活動調査の結果によると、2002年における国内への特許出願件数を業種別に見ると、電気機械工業が約13.4万件と最も多く、日本企業の国内出願全体（約38.7万件）の35%を占める。また、次に多い化学工業（医薬品工業を含む）は全体の約11%を占め、以下、機械工業10%、輸送用機械工業9%の順となっている。

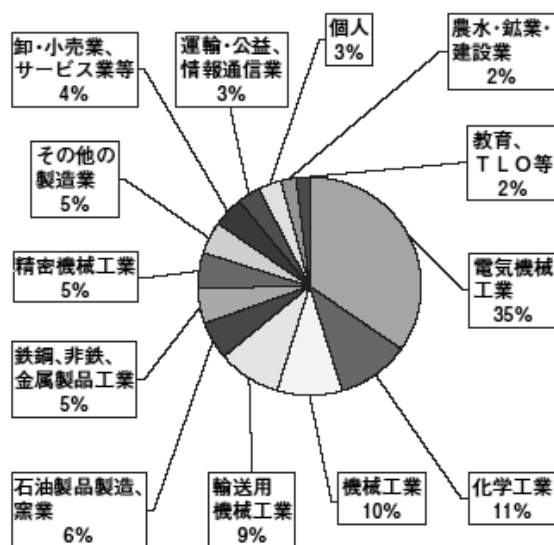
国外への特許出願件数を業種別に見ると、電気機械工業が8.1万件と最多であるが、国内への出願件数に対する外国への出願件数の割合（外国出願率）で見ると、化学工業（医薬品工業を含む）が最も高く、国内出願の約7割程度が外国出願を行っている。

【出訴件数（2003年）】

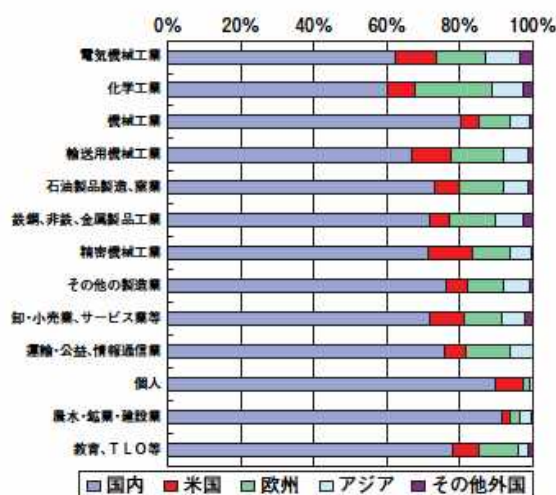
	特 許	実用新案（※旧法）	意 匠	商 標
査定不服審判	99 (97%)	0 (0%) ※	8 (89%)	21 (72%)
無効審判及び取消審判	145 (111%)	17 (81%) ※	9 (100%)	54 (49%)
異 議 申 立	137 (86%) ¹		—	5 (167%)

（カッコ内は対前年比）

【業種別国内特許出願シェア（2002年）】



【業種別国内外特許出願比率（2002年）】



(2) 国内特許権の業種別実施状況

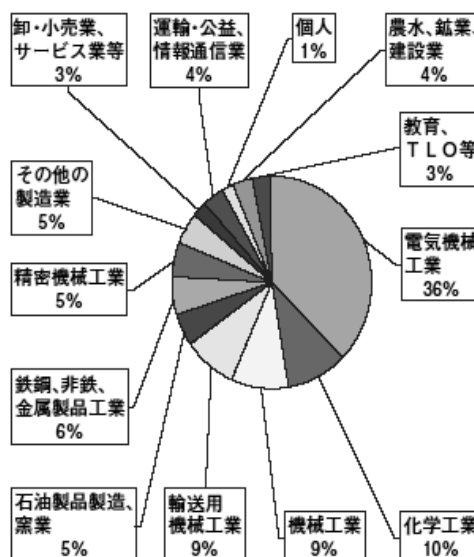
2002 年度における国内の特許権の保有件数が最も多いのは電気機械工業であり、特許権全体の約 36%のシェアを占めている。次いで、化学工業、機械工業、輸送用機械工業が 10%～9%のシェアを占めており、これら 4 業種が国内特許権の 60%以上を保有している。

これらの業種の特許権の実施状況を見ると、機械工業の自社実施率（実施件数／保有件数）が約 46%と高い水準にあるのに対して、電気機械工業、化学工業、輸送用機械工業のいずれについても自社実施率が 20%～30%程度である。

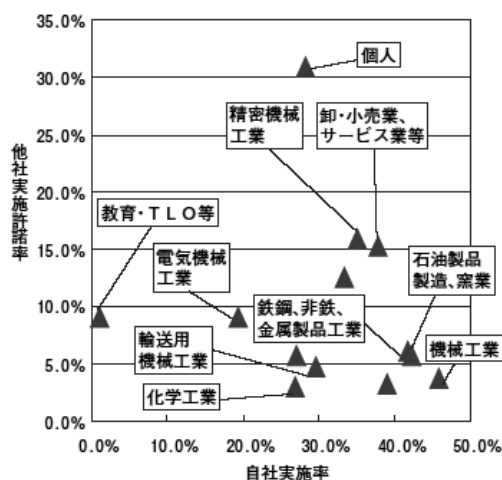
他社への実施許諾件数が保有件数に占める割合（他社実

施許諾率：実施許諾件数／保有件数）については、個人が約 31%、精密機械工業及び卸・小売業、サービス業が約 15%であるほかは多くない。

【業種別国内特許権数シェア（2002年度）】

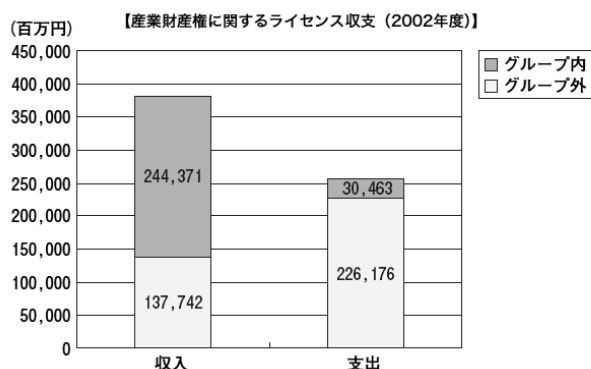


【業種別国内特許権実施状況（2002年度）】



(3) 産業財産権に関するライセンス収支

2002 年度の産業財産権に関する外国とのライセンス収支を比較すると、収入は 3,821 億円、支出は 2,566 億円であり、1,255 億円の収入超過となっている。しかし、ライセンス収入の約 64%が海外に展開している子会社や関連会社等のグループ内企業との取引であるのに対して、ライセンス支出の約 88%がグループ企業以外との取引であるため、グループ内企業との取引を除くと、ライセンス収入は 1,377 億円、支出は 2,262 億円で 885 億円の支出超過となる。



ライセンス収支の内訳を産業財産権別に見ると、特許権に関しては収入は約 3,432 億円、支出は約 2,107 億円で収入超過、実用新案権に関しては収入は約 2 億円、支出はほとんどなく収入超過、意匠権に関しては収入は約 6 億円、支出は 1 億円未満で収入超過、商標権に関しては収入は約 332 億円、支出は約 459 億円で支出超過となっている。

【産業財産権別ライセンス収支：国外（2002年度）】

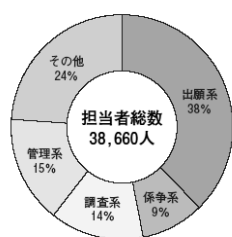
	収入	支出	収支
特許	343,184	210,652	132,532
実用新案	194	0	194
意匠	5,510	47	5,463
商標	33,225	45,940	-12,715
産業財産権全体	382,112	256,639	125,474

(4) 知的財産活動の体制・費用

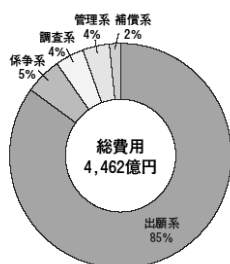
日本企業等における知的財産担当者総数は 2002 年度で約 4 万人であるが、その内訳としては、出願系業務に携わる人数が最も多く、全体の約 3 分の 1 以上を占めている。

また、日本企業等の国内外での知的財産関連総費用は 2002 年度で約 4,462 億円であるが、その 85% が出願系業務に使用されている。それと比べて係争系や調査系、情報系、管理系、補償系の業務に対してはあまり費用が掛けられていない。

【知的財産担当者の構成（2002年度）】



【知的財産関連費用の構成（2002年度）】



(5) 知的財産権侵害の状況

日本企業が外国企業から訴えられる訴訟件数をみると、全体の約 6 割であり、国別では、最も多いのが米国企業が

らである（41 件）。その内訳を権利別にみると、特許権に基づくものが 35 件で全体の約 8 割程度である。

一方、日本企業が外国企業を訴える訴訟件数を地域別でみると、最も多いのはアジア企業の 87 件で外国企業への訴訟件数の 7 割を超える。その内訳を権利別にみると、商標権に基づくものが 68 件で全体の約 8 割を占める。

外国企業に対して、訴えるケースと訴えられるケースを比較すると、対米国企業では訴えられるケース、対アジア企業では訴えるケースが多い。また、対欧州企業では訴えられるケースがやや多い。

【相手企業別訴訟件数（2002年度）】

		(単位：件)			
		対国内企業	対米国企業	対欧州企業	対アジア企業
訴える	特許権	74	13	12	13
	実用新案権	39	-	-	2
	意匠権	49	1	-	4
	商標権	98	2	5	68
	産業財産権合計	260	16	17	87
訴えられる	特許権	118	35	11	3
	実用新案権	13	-	-	-
	意匠権	15	2	-	-
	商標権	62	4	8	2
	産業財産権合計	208	41	19	5

1. 2. 企業における知的財産戦略

～我が国企業の新たな知的財産戦略への取組状況～

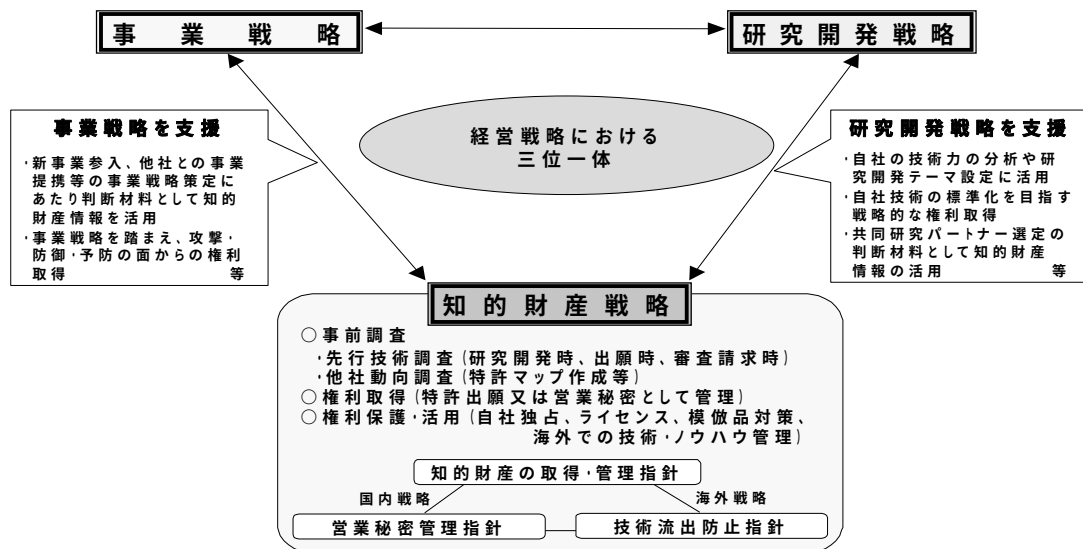
(1) 事業戦略・研究開発戦略・知的財産戦略を三位一体とした経営戦略の推進

高度成長期以降、我が国企業の知的財産戦略の多くは、欧米企業へのキャッチアップ過程の中で、「防衛」を主眼とした生産技術や製品開発をベースとする大量の特許出願・取得に重点をおいてきた。

近年、デジタル分野を中心とした世界レベルの研究開発、中国・韓国・台湾といった東アジア諸国・地域の急速な追い上げ等を背景として、我が国企業における知的財産戦略にも変革が求められている。その結果、企業の知的財産部門も、従来の出願・管理重視から経営戦略そのものに沿った活動（特に事業部門、研究開発部門との連携）に機能が強化されつつある（参照図：経営戦略における三位一体）。

またバブル崩壊以降、事業の選択と集中が加速する中、知的財産権を核とした新たな研究開発テーマの選定、事業活動の方向性の決定がなされる企業も増えつつある。

さらに、従来の「守り」から「攻め」への転換により、エンフォースメント強化策の一環として知財部門と法務部門との連携も強化されつつある。



図：経営戦略における三位一体

2. 主要技術分野における技術動向

2. 1. 重点8分野における特許出願状況

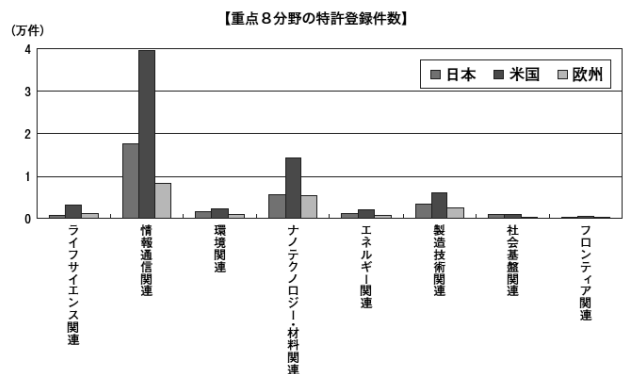
政府は、第2期科学技術基本計画1において、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野を重点分野として戦略的に技術開発を行っていく方針を打ち出し、重点的に政策資源を投入していくことを決定している。これらの4分野に加え、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアを含めた8分野については、重点分野として効果的・効率的な研究開発と研究成果の権利化を促進し、戦略的に知的財産権を確保することが求められている。

そこで、特許庁ではこれら重点分野の技術動向に関するタイムリーな情報提供を行うため、上記8分野における特許出願状況を定期的に調査し、特許庁ホームページにおいて公表している。調査は、日本、米国及び欧州（以下、「三極」という。）特許庁の公開特許公報や登録特許公報を国際特許分類（IPC）や特許庁独自のキーワード等を用いて検索し、重点8分野に関する出願を抽出することにより行っている。

(1) 重点8分野の登録特許件数の三極比較

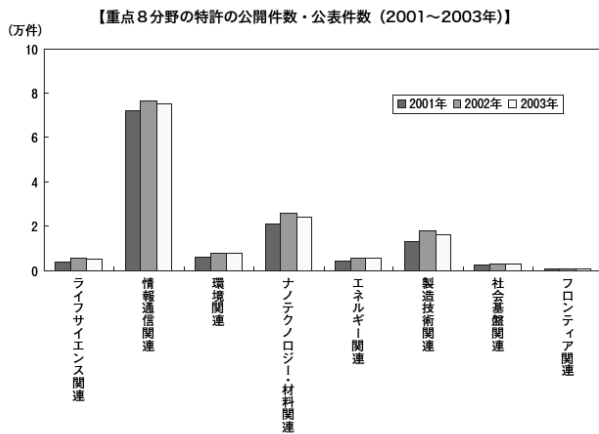
2003年に三極特許庁で登録された重点8分野に関する登録特許件数を分野別に集計すると、8分野すべてに関し

て米国での登録件数が他の二極を上回っている。



(2) 公開／公表件数からみた日本における重点8分野の特許出願状況

日本での全技術分野の公開／公表件数が 423,230 件（2002 年）から 389,549 件（2003 年）に減少したことに伴って、日本における重点8分野の公開／公表件数も、2003 年にはエネルギー関連を除いて前年より減少した。全公開／公表件数に対する各分野の公開／公表件数の割合は、いずれの分野についても前年並みである。



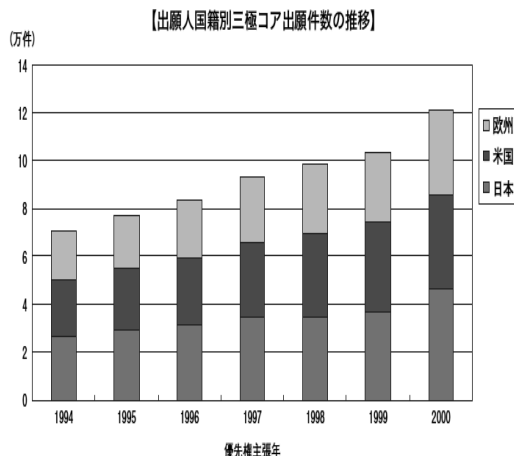
2. 2. 三極コア出願の日米欧比較

(1) 三極コア出願の定義

経済活動のグローバル化の進展により、重要な発明は国内だけではなく、外国にも出願される。外国出願の基となった国内出願を計る指標は様々あるが、ここでは、世界市場の大部分を占め、かつ特許出願数の多い日米欧の三極について、①日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にして特許協力条約に基づく国際特許出願がなされたもの（PCTルート出願）②日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にしてPCTルート以外で他の二極のいずれかへ出願がなされたもの（パリルート出願）の双方を「三極コア出願」と定義し、その構造や動向の分析を行った。

(2) 三極コア出願件数の推移

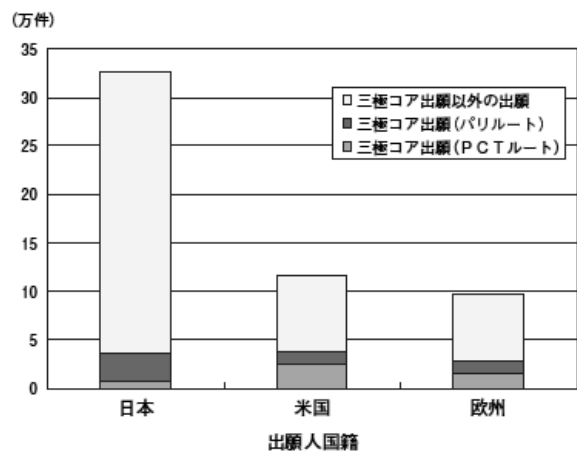
重要出願として位置づけられる三極コア出願は増加の一途をたどっている。優先権主張年が2000年の出願については、日本国籍と欧州国籍のものが対前年比で20%前後の伸びを見せており、一層の増加の兆しを見せている。



優先権主張年が1999年の出願について出願人国籍別に三極コア出願率をみると、日本の出願は1割強であるのに対し、米国及び欧州の三極コア出願率は3割程度である。米国及び欧州は日本に比べ、他の2地域に対し積極的に外国出願をしていることがわかる。

また、ルート別にみると、三極コア出願に占めるPCTルート出願の割合（PCTルートの利用率）は、米国及び欧州の出願では5割を超えているのに対して、日本の出願では2割に満たず、日本ではパリルートによる外国出願の方がより一般的であることがわかる。

【ルート別三極コア出願件数（1999年）】



2. 3. 注目技術分野の動向

特許情報は、企業、大学等における研究開発の成果に係る最新の技術情報及び権利情報である。

特許情報の分析に基づく技術動向調査は、先端技術分野等の出願状況や研究開発の方向性を明らかにするものであり、企業、大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効である。

特許庁では、近年成長が著しい産業や技術革新の影響が大きい産業を中心に注目技術を取り上げ、特許出願技術動向調査を実施している。2003年度は、14の技術テーマについて調査を行い、特許庁ホームページにてその調査結果を公表している。

ここでは、14の技術テーマのうち「PDP表示制御」について紹介する。

(1) PDP表示制御

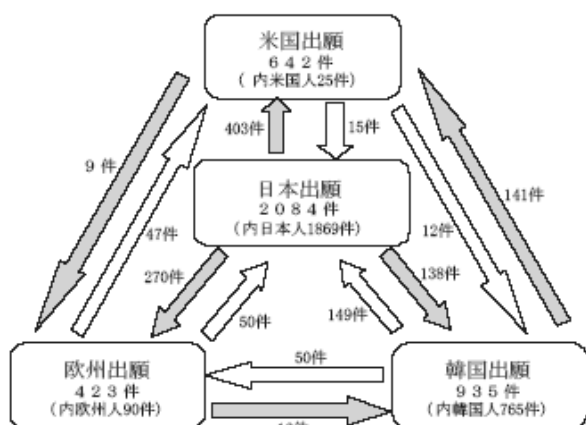
ブラウン管や液晶ディスプレイでは、各セルの発光量あるいは透過率・反射率をアナログ的に制御でき、比較的容

易に階調表示が可能であるが、PDPでは発光・非発光の2値表示であるため、アナログ的な制御が困難である。このようなPDPにおいて高速階調表示を実現した基本技術がADSサブフィールド駆動法と呼ばれるものである。PDP表示制御技術は、こうした階調表示制御技術を含む画質向上のための表示制御技術や、低消費電力化のための表示制御技術等を含むものである。

(7) 特許出願動向

PDP表示制御技術における世界の特許出願件数は1990年初頭から増加傾向にあり、1999年から横這いとなっている。出願人国籍別の特許出願件数の累計（1991～2002年）

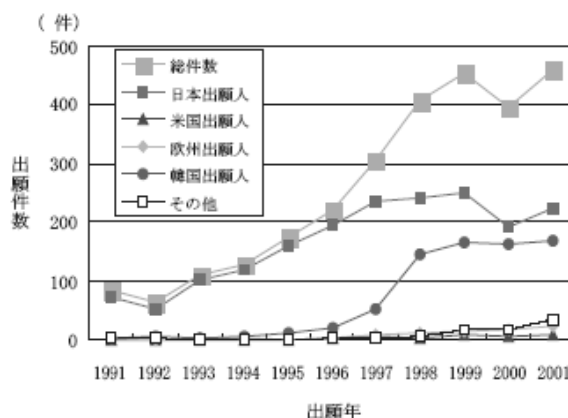
【日米欧韓の特許出願構造（1991～2002年）】



では、日本からの出願（日本出願人）が2,084件であり、他国の1,000件未満に比べ圧倒的に多いが、1996年頃から韓国からの出願（韓国出願人）が急進している。

日本、米国、欧州及び韓国への出願件数（1991～2002年の累計）とその出願人国籍の内訳をみると、日本からの出願（日本人）は米国と欧州への出願が活発であり、両地域の出願件数の60%以上を占めている。これは、PDP表示制御技術の分野で日本企業が先駆的な活動をしてきた結果を表しているものと解される。

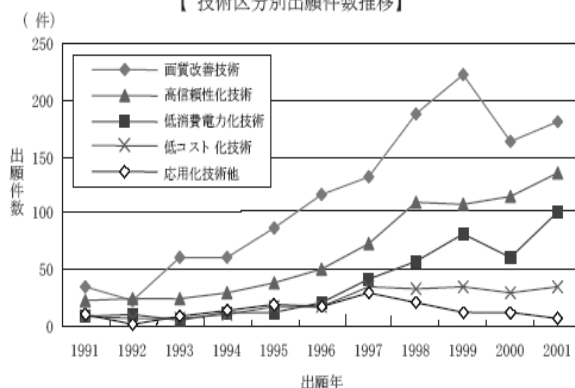
【出願人国籍別特許出願件数推移】



(イ) 技術課題ごとの出願動向

PDP表示制御を更に技術区別に詳細に分析すると、画質改善に関する技術の出願件数が全体の約半分を占めている。画質改善技術の中には、日本企業が基本特許を保有するADSサブフィールド駆動法の基本特許も含まれている。

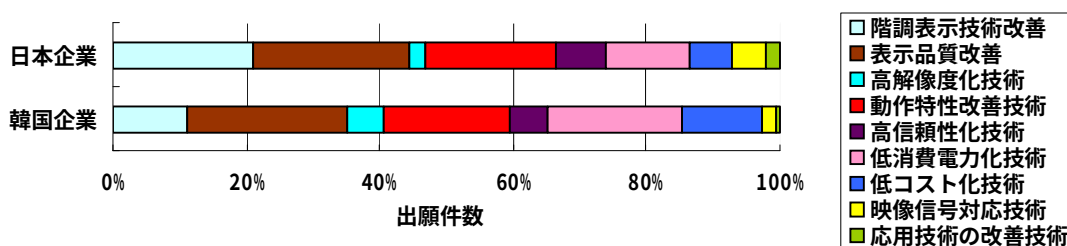
【技術区別出願件数推移】



(ウ) 日韓の出願人別出願動向

出願件数の多い日本企業7社と韓国企業5社について、日本企業と韓国企業に分けて研究開発テーマ別の出願件数をみると、韓国企業が「低消費電力化技術」や「低コスト化技術」の開発を重視していることがわかる。これは、1996年頃に韓国がPDP分野に参入を始めた時期に、日本において「低消費電力化」を研究開発テーマとする特許出願が増加していることが背景の一つにあるものと考えられる（参照図：日韓主要出願人の研究開発テーマ別出願件数比）。

図：日韓主要出願人の研究開発テーマ別出願件数比（1991～2002 年）



知的財産立国の実現に向けた特許庁の取組

1. 大学等における活動支援

1. 1. 知的財産活動の必要性

我が国の大学の研究開発ポテンシャルは世界的にみても高いレベルにある。例えば、我が国の研究開発費のうち、約 20%は大学に投資されており、国全体の研究者の約 37%は大学で研究を行っている。すなわち、我が国の大学は、良質な研究成果を創出することができる下地が十分に備わっていると言える。これらの大学の研究成果を社会において効果的に活用するためには、大学において、適切な知的財産管理が行われることが必要である。

2003 年 4 月に国立大学が法人化されたことを契機として、大学を取り巻く環境は大きく変化している。大学の研究者による特許は、従来は研究者個人が管理していたが、今後は原則として大学が一元的に管理することとなっている。

これらの状況を踏まえると、知的財産の管理に大学が組織的に対応していくことが重要であり、活用される可能性の高い研究成果の発掘から権利化及び産業界への技術移転に至る一連の知的財産の管理が円滑に進むためのルール作り、組織の整備及び人材の確保が課題とされている。

1. 2. 知的財産活動への取組

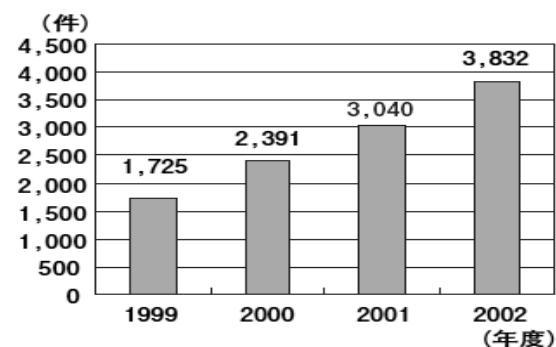
(1) 大学における知的財産活動の拡大

大学等を行う基礎研究に対する産業界の期待と、大学の新たな使命である社会貢献に対する意識の高まりの中で、産学連携の取組は進展している。大学等と企業との連携状況を示す共同研究件数は、2002 年度は 6,767 件であり、1998 年の 2.6 倍に伸びている。受託研究件数についても、2002 年における受託研究数は、6,584 件、受託金額の総計は約 32 億円にまで拡大している。

知的財産の面から見ても、大学等で行われている研究成

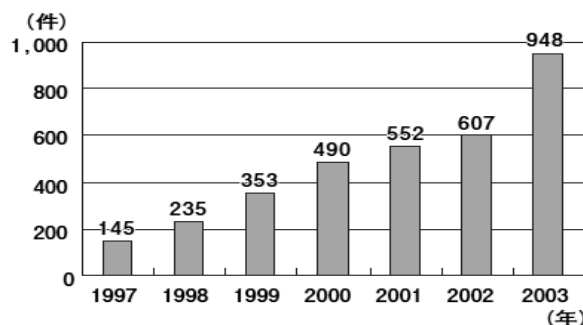
果を保護する動きは活発化している。例えば、大学の発明委員会の審議件数は、1999 年度には 1,725 件であったものが、2002 年度では 3,832 件と増加している。また、我が国の大学の特許出願は、1997 年には 145 件に留まっていたが、2003 年には、948 件にまで増加している。

【発明委員会の審議件数】



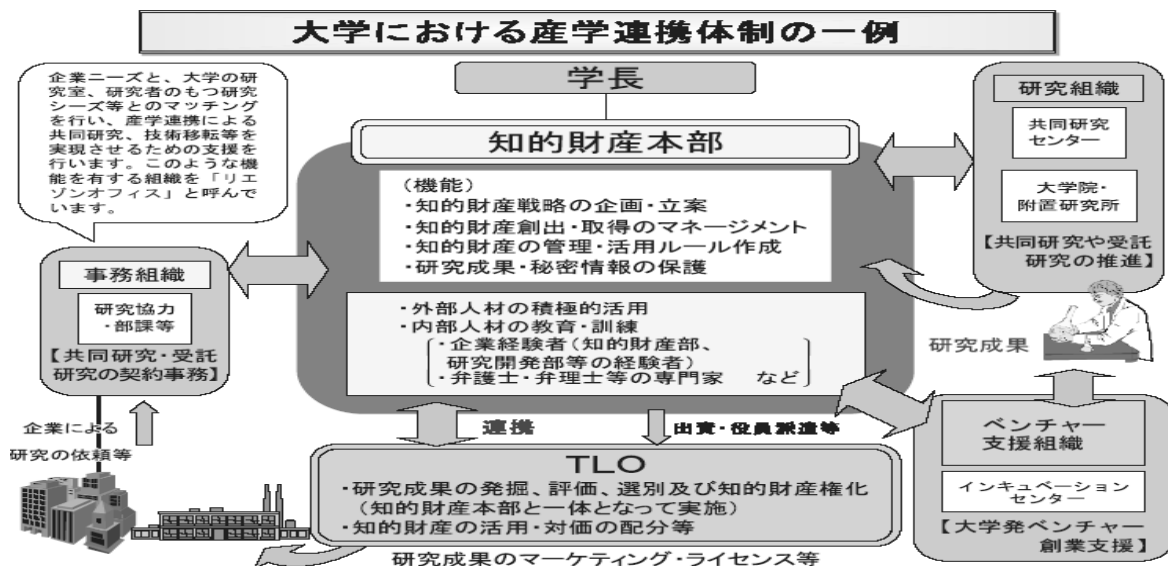
（資料）文部科学省資料

【日本における大学の出願件数の推移】



（備考）特許庁調べ（出願人が大学長又は大学を有する学校法人名を検索・集計）

これまでは、多くの大学において、研究者が発明を行った場合に、その権利化を審議する発明委員会は存在していたが、発明の管理に関する組織的な対応が必ずしも十分に行われていたとはいえない状況にあった。法人化された多くの大学においては、大学の研究成果を社会還元するための知的財産の管理部門、産業界との連携の窓口となるリエゾンオフィスの設置等を推進しており、大学の知的財産に関する取組は拡大している（参照図：大学における産学連携体制の一例）。



(2) TLOにおける知的財産活動

1998 年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TLO法)の制定や産業技術力強化法等により、TLOに対する様々な支援措置が講ぜられ、2004 年 4 月末現在で全国に 37 の TLO が設立されるに至っている。これら TLO の活動により、2003 年度においては、国内出願件数は 1,679 件、外国出願件数は 654 件、技術移転によるロイヤルティ収入は約 5.5 億円に上がるなど、着実に成果を積み重ねている。

1. 3. 大学・公的研究機関の知的財産活動を支援するための措置

(1) 知的財産管理アドバイザーの派遣

産学連携を促し、産業の活性化を図るためには、大学等の中で創出された発明等の知的財産を研究者個人の帰属にするのではなく、大学等による機関帰属を原則とすることが効率的である。このためには、大学内に知的財産管理体制を構築し、大学を新規産業創出の核としていくことが必要となる。このような観点から、特許庁では、2002 年度から大学が知的財産管理部門を構築することを手助けするための専門家(知的財産管理アドバイザー)を派遣する事業を行っている。

知的財産管理アドバイザー派遣事業は、民間企業の知的財産管理業務経験者等を 3 年間大学に派遣する事業であり、大学に派遣される知的財産管理アドバイザーが、大学職員に知的財産管理実務を指導することにより、将来的に大学自身が自立して知的財産管理部門を運営できるよう

支援するものである。

知的財産管理アドバイザーの派遣を受けた大学は、専門の職員や知的財産管理実務に必要な資金などを用意して、知的財産管理アドバイザーと連携し、原則として 3 年間で知的財産管理体制を構築していくこととなる。

本事業で得た知的財産管理体制構築の成果を、他の大学にも提供するため、事業を通じて得たノウハウを集めたマニュアルを作成するとともに、各種のシンポジウムやセミナーを開催するなど、全国の大学が知的財産管理を成し得るよう支援を進めている。

(2) TLO に対する特許流通アドバイザーの派遣

独立行政法人工業所有権総合情報館(以下、「情報館」という。)では、大学等が保有する開放可能な特許技術と、中小企業等の技術導入に対するニーズとのマッチングを目的として、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材である特許流通アドバイザーを、TLO からの要請に基づき派遣している。

(3) 特許流通データベースの提供

大学・公的研究機関の開放特許の流通を促進するために、活用が可能な開放特許を一括して検索できるデータベースを共通のフォーマットで提供している。2004 年 4 月現在、55,658 件の開放特許がデータベースに登録されており、そのうち、14,643 件が大学・公的研究機関の開放特許である。また、各大学等のホームページからリンクすることにより、各大学ごとの開放特許を擬似的に表示する機

能（バーチャルデータベース）を搭載し、大学の研究成果の技術移転を促進している。

(4) 大学等への相談員派遣

2001 年度より、大学等で創造された知的財産を適切に保護して活用するため、弁理士が少ない地域の大学を対象として産業財産権の専門家（弁理士）を派遣し、特許等に対する個別の出願相談等を行っている。

<事業の概要>

大学研究者から研究成果の特許出願に関わる個別相談を受ける方式で実施する。発明の評価、出願手続、審査手続、実施権設定等権利活用に関する事項及び特許係争等、知的財産権全般に関する相談を受ける。

<支援実績>

2002 年度：29 大学等（7 T L O）に 110 回実施

2003 年度：38 大学等（11 T L O）に 90 回実施

(5) 特許料・審査請求料の減免措置

「大学等技術移転促進法」や「産業技術力強化法」等に基づき、大学・T L O等に対する特許料・審査請求料の減免措置を講ずることにより、大学・T L O等における産学官連携や技術移転の取組を支援している。

(6) 早期審査制度

大学等や承認・認定 T L Oの特許出願のうち、審査請求がされている特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、通常の出願に優先して審査を受けることが可能である。今後、早期の権利取得による研究成果の事業化の促進を図るため、大学等や承認・認定 T L Oが早期審査制度を活用することが期待される。

(7) 大学等に対するセミナーの開催

大学・公的研究機関の研究者等を対象に、研究成果の権利化と権利活用の促進を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、特許化による研究成果の社会活用の意義について説明する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」を、各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室が開催している。2003 年度は、全国で 127 回開催し、約 3,800 名の参加があった。

また、大学等に特許庁職員を講師として派遣し、知的財

産に関する教育を行っている。さらに、2004 年 4 月から学生の受入れを開始した法科大学院を始めとする専門職大学院に対しても、各大学等からの要請に応じて職員を講師として派遣している。

(8) 大学等を「特許法」第 30 条に規定する学術団体に指定

「特許法」第 30 条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性の喪失の例外として取り扱うことを規定している。大学等が特許庁長官の指定する学術団体とされた場合は、当該大学等が開催する研究集会における研究発表の内容についても、学会発表と同様に新規性喪失の例外が認められる。

2004 年 4 月 1 日現在、大学 114 機関、高等専門学校 13 機関、大学共同利用機関 2 機関、独立行政法人 24 機関、公設試験場 44 機関が同学術団体に指定されている。

なお、適切に権利を確保するためには、研究発表の前に出願をすることが重要であることから、大学研究者に対してセミナー等を通じて啓発活動を行っている。

(9) パンフレット「研究成果を特許出願するために」の配布

大学等の研究者や特許管理者が、特許制度に関する十分な知識を有し、大学等における研究成果を適切に権利化し、その活用を図ることの重要性を十分に認識することが必要である。特許庁では、大学等の研究者や特許管理者向けに、特許出願に当たってのポイントや特許庁の各種支援策を紹介したパンフレット「研究成果を特許出願するために」を作成し、研究成果の権利化の促進を図っている。

同パンフレットにおいては、特許庁が希望者に無償で配布しているパソコン出願ソフトを活用し、大学等における研究成果を適切に権利化するための方策や、大学等の継続的な研究から生まれる基本的な発明に関する研究成果を海外で権利化するための基礎的な情報等も紹介している。

2. 中小企業等に対する支援

2. 1. 中小企業等に対する支援

我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、特許庁では様々な施策を通じて総合的に支援している（参照図：中小企業等

に対する支援の概観)。特に、中小企業等に対する施策を有効的に活用することによって、さらに産業財産権を取得し活用できるよう支援していく体制を構築しており、次に各支援策を紹介する。

(1) 中小企業等に対する主な支援策

- (7) 先行技術調査の支援（特許）（問い合わせ先：特許庁総務課）
- (4) 先行技術調査の支援（実用新案）（問い合わせ先：社団法人発明協会支部）
- (ウ) 電子出願相談室の設置（問い合わせ先：社団法人発明協会支部）
- (エ) 審査請求料の軽減措置（問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室）
- (オ) 早期審査・審理制度（特許・実用新案）（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）
- (カ) 面接審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、意匠課、商標課、審判課）
- (キ) 巡回審査・審判（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）
- (ク) テレビ面接審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、意匠課、審判課）
- (ケ) 特許料の軽減等措置（問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室）
- (コ) 特許流通フェア等の開催（問い合わせ先：特許庁総務課）

課）

(サ) 特許流通促進事業（問い合わせ先：情報館）

(シ) 特許活用企業事例集の頒布（問い合わせ先：特許庁総務課）

(2) 総合的な支援策

中小企業等に対する主な支援策として上記に挙げたもののほか、対象を中小企業等に限らない総合的な支援策を実施しており、次に紹介する。

(7) 特許情報の提供

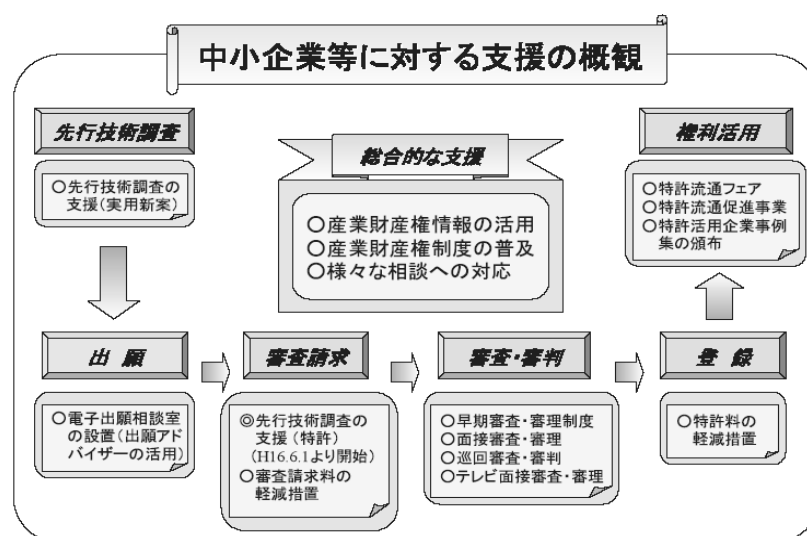
- (A) 特許電子図書館（IPDL）
- (B) 特許情報検索に関する指導・相談等（問い合わせ先：情報館、知的所有権センター）

(4) 産業財産権制度の普及

- (A) 知的財産権制度説明会の開催（問い合わせ先：特許庁総務課）
- (B) 対象者別セミナーの開催（問い合わせ先：各経済産業局等特許室）

(ウ) 様々な相談への対応

- (A) 産業財産権に関する相談等（問い合わせ先：各経済産業局等特許室、情報館）
- (B) 講習・相談指導事業の実施（問い合わせ先：社団法人発明協会支部）
- (C) 外国知的財産権制度に関する相談（問い合わせ先：特許庁国際課）



3. 情報化を通じた活動支援

3. 1. 情報化の一層の推進

(1) 電子出願の一層の拡充

特許庁では、世界に先駆け1984年よりペーパーレス計画を推進し、1990年12月から特許、実用新案に係る電子出願の受付を開始した。2003年度末までに約29,000人の出願人・代理人がパソコン電子出願ソフトを用いた出願を行っており、2003年における特許・実用新案の電子出願率は97%にも達している。また、意匠、商標の出願手続、査定系審判手続及びPCTの国内段階移行後の手続についても、特許庁は2000年1月に電子出願の受付を開始した。2003年に意匠出願は91%、商標は83%、査定系審判は98%、PCT国内手続は99%の高い電子化率を達成している。また、2004年4月にはPCT国際出願の国際段階の手続に関する電子受付が開始されたところである。

2003年現在はISDN回線を利用して行われている電子出願であるが、今後はインターネットを利用した電子出願の受付を、2005年度末までに実現する予定である。インターネットを利用した電子出願では、整備されつつある政府認証基盤(GPKI)を本人確認や改ざん防止のために利用する。

また、財務省において開発された国庫金の電子納付を可能とする歳入金電子納付システムを利用することにより電子納付も可能とする予定である。

(2) 出願フォーマットの国際標準化による更なる情報化への対応

電子出願で受け付けた電子データは、出願事務処理の総合機械化、審査・審判事務処理の総合機械化を通じた特許庁内業務全般の効率化、審査期間の短縮化等に寄与するとともに、DVD-ROM・CD-ROM公報発行、産業財産権情報提供サービス、諸外国とのデータ交換、検索システム等、特許庁外部に対する情報発信に活用されている。

また、特許出願等の電子化に関する国際標準については、WIPOにおいて、PCT国際出願の国際段階の書類を電子化し、国際事務局、受理官庁等の間で行われている文書交換を効率的に行うべく、PCT国際技術標準の策定が進められてきた。

この技術標準の発効に伴い、特許庁は2003年7月に、国内の特許・実用新案の出願様式をPCT国際出願の様式

に揃えるとともに、電子的なフォーマットの国際標準化(XML化1)を実施した。これに伴い、2004年1月からは公開・登録公報のフォーマットをXML形式とするとともに、提供媒体もCD-ROMからDVD-ROMへと変更した。また、2004年7月からは特許・実用新案公報についても同様に発行する予定である。なお、2004年4月に開始されたPCT国際出願の国際段階手続の電子化も国際標準に沿った形で実施されている。

この結果、国際的な特許出願等に係る電子的フォーマットが統一されるため、諸外国との電子的なデータ交換が容易になることが期待される。また、産業財産権情報提供サービス、検索システム等においても、統一された電子的フォーマットの使用により、従来以上の効率的かつ統一的な電子情報の利用や流通が可能となる。

3. 2. 特許電子図書館(IPL)

(1) 特許電子図書館とは

産業財産権情報は、最新の技術情報であると同時に、互いの権利範囲を示す有用な権利情報であることから、産業財産権情報の積極的な活用を図ることは、企業における事業戦略や研究開発戦略等の策定において重要となる。そこで、特許庁では、産業財産権情報をより簡便に利用できるよう、1999年3月より「特許電子図書館」サービスを特許庁ホームページ上で開始した。

特許電子図書館では、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類約5,300万件(2004年5月現在)を文献番号や各種分類等により検索することが可能であり、さらに関連情報として、出願・登録・審判に関する経過情報等も提供している。

加えて、特許情報の取扱等にそれほど詳しくない利用者を対象にした初心者向けの検索(特許・実用新案、商標)サービス、コンピュータ・ソフトウェアに関する特許審査用データベースの提供(書誌事項のみ)や、海外利用者向けに英語版サービスとして、PAJ(Patent Abstracts of Japan)、FI・Fターム検索、商標出願・登録情報の英語版、公報の自動翻訳サービス等を提供し、2004年3月には、意匠公報データベースの英語版サービスを開始するなど、利用者の多種多様なニーズにこたえるようサービス内容の拡充に努めている。

さらに、「知的財産戦略大綱」で示された産業財産権情

報の利用促進に関する基本的な考え方を踏まえ、「産業財産権情報利用推進委員会2」が取りまとめたアクションプランに対応し、2004年3月までに、サーバーのリプレースを行うとともに、一般の利用を妨げる可能性がある大量データのダウンロードやロボットアクセスのような行為に対してアクセス制限を実施するなど、アクセスの改善を図った。

また、これらの情報はインターネットによる提供に加え、情報館、同館地方閲覧室及び各都道府県の知的所有権センター等の閲覧施設に専用端末を設置し、専用線による一層の高速かつ高精細・大画面によるサービスの提供をしており、利用者がより利用しやすい形でのサービス提供を図っている。

この特許電子図書館を積極的に活用することにより、競合他社等の研究開発動向や出願動向を把握し、二重投資の防止や、商品デザイン・ネーミング決定時の無用な紛争発生予防等において、産業財産権情報の活用がより一層進むものと考えられる。

特許電子図書館の利用状況は、サービス開始直後の1999年4月において約100万件であった月間検索回数が、その後提供サービスの充実に伴い利用者が急増し、2003年現在では毎月約450万件に達している。その中でも、最も利用が多いサービスは特許・実用新案検索で、全体の約60%を占め、以下商標検索20%、初心者向け検索10%と、これら3つのサービスで全体の90%を占める。

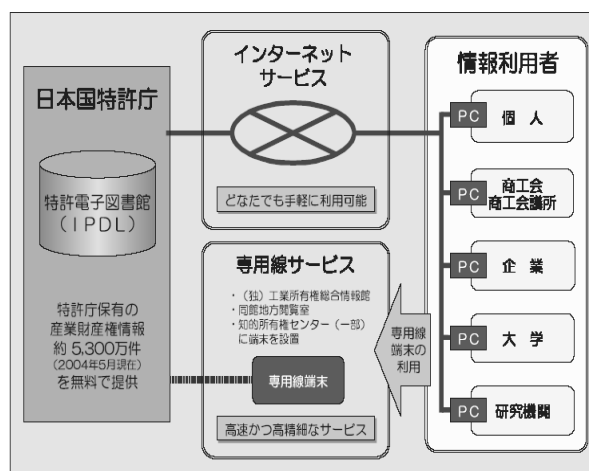
・特許電子図書館トップページ

<http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl>

・産業財産権情報利用推進委員会

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/johou_riyou.htm

【特許電子図書館の概要】



3. 3. 産業財産権情報の提供促進

(1) 産業財産権情報提供の拡充

産業財産権情報提供の拡充においては、特許電子図書館による無料閲覧サービスで一般公衆に対する産業財産権情報の標準的な利用にこたえていくとともに、民間の産業財産権情報サービス提供事業者等によって高付加価値のサービスが提供されるよう配慮する必要がある。このため、特許庁は、保有するデータの提供条件の見直しを行い、産業財産権情報を積極的に利用できる環境の整備を図っている。

具体的には、1998年4月よりCD-ROM公報のマージナルコストでの提供を開始し、公報データを安価で積極的に利用できる環境を整備した。さらに、2004年1月からは公開・登録公報のフォーマットをXML形式とするとともに、提供媒体もCD-ROMからDVD-ROMへと変更し、より利用しやすい形態で提供しており、2004年7月からは特許・実用新案公報についても同様に発行する予定である。

また、1999年3月からは、審査経過情報等のデータを特許庁の負担によりSGML形式等に整理標準化し、マージナルコストで提供する事業を開始した。2002年3月には、提供媒体をMTからDVD-Rに変更し、加えて2002年4月からは、1998年3月以前に発行されたCD-ROM公報についても、マージナルコストをベースとして、特許庁保有のデータの自由な利用の促進を図った。さらに、2003年4月には、コンピュータ・ソフトウェア書誌的事項データ等の提供を開始し、2004年4月からは特許・実用新案（審判データを除く）整理標準化データのフォーマ

ットをXML形式に変更した。

これらの施策により、企業等における社内データベースの構築と民間産業財産権情報サービス提供事業者等による高付加価値サービスの提供の拡充が進んでいる。特許庁では、知的財産戦略大綱を踏まえ、今後も引き続き、産業財産権情報の利用性を高めていく予定である。

4. 知的財産に関する意識啓発及び専門人材の育成

知的財産立国を実現するためには、これを支える人材の育成・確保が重要であり、知的財産の保護・活用に係る意識の醸成は今や国民一人一人にとって必要不可欠である。

このため、幼少期からの知的財産マインドの醸成、大学等における知的財産制度に明るい人材の育成、大学等の研究者や中小・ベンチャー企業への知的財産制度に対する理解と関心の増進など国民全体の知的財産制度に対する意識の醸成と知識の涵養を高めるための環境整備が重要である。

4. 1. 意識啓発

(1) これまでの取組

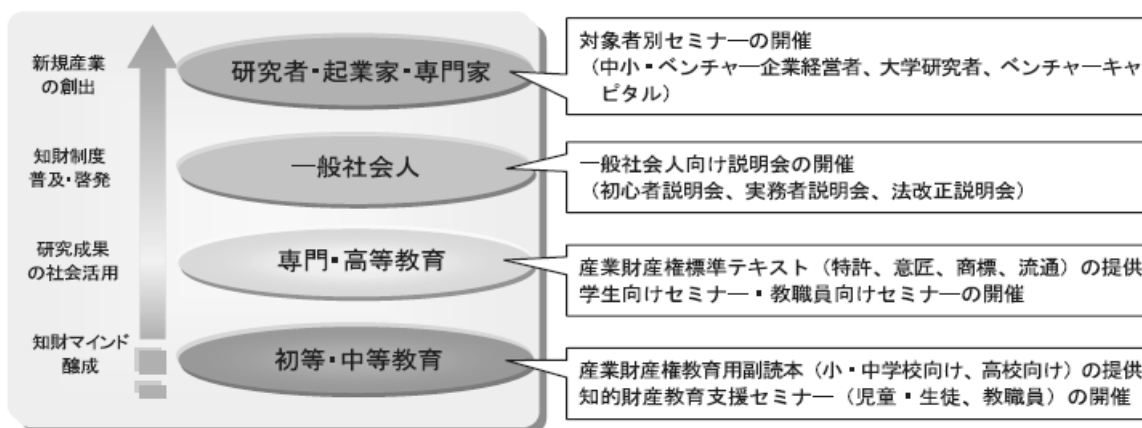
特許庁では、一般向けの「知的財産制度説明会」や対象者別の「知的財産制度セミナー」を1998年度から全国各地で開催し、知的財産制度に関する普及・啓発を実施してきた。

一方、知的財産制度に関する実践的知識を備えた人材を

育成するため、1998年度から高等・専門教育機関を対象に知的財産に関する知識と基礎実務の習得を目的とした産業財産権標準テキストを提供し、あわせて標準テキスト等教材の活用方法を伝えるための教職員向け講習会や産業財産権標準テキストを使った学生向けのセミナー等を全国各地で開催している。また、知的財産を保護・尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、初等・中等教育段階の各年齢層に応じた産業財産権教育用副読本を、学校教育機関を通じて提供するとともに、教職員を対象とした知的財産教育の支援セミナーを全国各地で開催する等知的財産制度の普及や知的財産意識の醸成を図っている（参照図：知的財産に関する意識啓発）。

(2) 社会人一般に向けた各種支援事業

国民の知的財産制度の重要性に対する理解と認識を深めるため、受講者（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催している。また、大学等の研究者等を対象として、研究成果の権利化の方法やその管理・活用までを説明する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」、中小企業・ベンチャー企業の経営者や研究開発責任者等を対象として、知的財産の戦略的活用方法や技術移転等のライセンス契約等について説明する「中小・ベンチャー向けセミナー」、経営・技術コンサルタントや知的財産権取扱事業者向けの「専門家養成セミナー」を開催している。

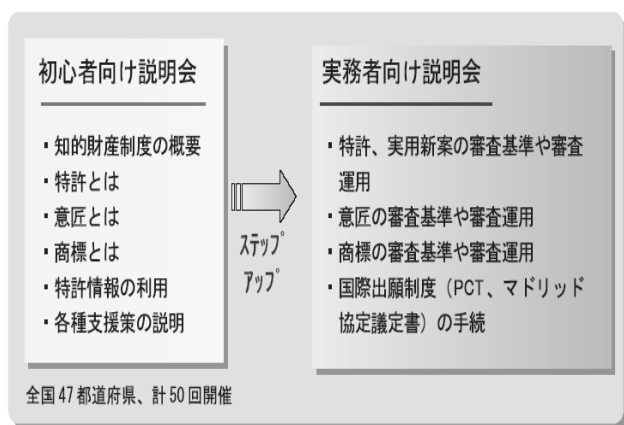


図：知的財産に関する意識啓発

(7) 一般社会人向け知的財産権制度説明会の開催

国民全体の知的財産権に対する意識の高揚を図るため、受講者（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催している。具体的には、産業財産権について新規に学びたい方や新たに企業の知的財産部門等に配属された会社員等を対象に、知的財産制度の基礎的知識が修得できる「初心者向け説明会」（2003年度は全国47都道府県で計50回、約7,700人が参加）や、日常的に業務で知的財産権に携わっている実務者を対象に、特許審査の運用基準や国際出願の手続等の実務上必要な知識の修得を目的とした「実務者向け説明会」（2003年度は全国14都市、約12,000人が参加。）、法改正等の最新の制度改正を内容とした「法改正説明会」（2003年度は全国15都市、約5,900人が参加）をそれぞれ開催している。

【知的財産権制度説明会の概要】



(イ) 対象者別セミナー

大学等の研究者、中小・ベンチャー企業の経営者、ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント等に対し、対象者別に教示する内容をアレンジした、対象者別セミナーを全国で開催している。

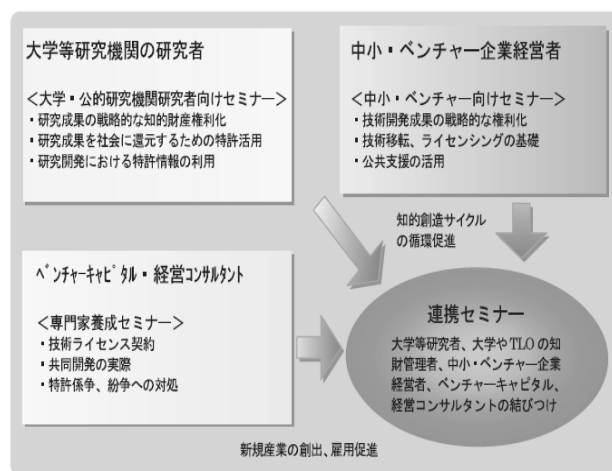
(A) 大学・公的研究機関の研究者等を対象に、研究成果の特許化促進を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、権利化による研究成果の社会還元の意味、権利活用について解説する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」を開催している。

(B) 新事業の創出に重要な役割を果たす知的財産権の戦略的な取得と活用手法について、実際の製品における知的財産権の活用例や、産業財産権情報の戦略的活用方法を説明する「中小・ベンチャー向けセミナー」を開催している。

(C) 知的財産権の評価方法、特許紛争への対処方法、ライセンス・技術移転の実務等、中小・ベンチャー企業に対し知的財産権の戦略的活用法等の助言を行う知的財産専門家（ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント、中小企業診断士等）の養成・能力向上を目的とした「専門家養成セミナー」を開催している。

(D) 各セミナーの参加者を結びつけ、地域経済の発展へ貢献できるよう各人材の交流を目的とした「連携セミナー」を開催している。

【対象者別セミナーの概要】



(3) 教育機関に対する各種支援事業

知的財産立国を実現するためには、知的財産を保護・尊重するマインドを小学校の早い段階から醸成し、年齢に応じた知的財産教育を行っていく必要がある。特許庁では、知的財産制度に関する実践的知識を備えた人材を育成するため、1998年度から高等・専門教育機関を対象として、知的財産権に関する正しい知識と基礎実務の習得を目的とした産業財産権標準テキストを提供し、あわせて標準テキスト等教材の活用方法を伝えるための教職員向け講習会や産業財産権標準テキストを使った学生向けのセミナー等を全国各地で開催している。また、知的財産を保護・尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、初等・中等教育段階の年齢層に応じた産業財産権教育用副読本を、学校教育機関を通じて提供し、あわせて教職員向けの知的財産教育の支援セミナーを全国各地で開催する等により知的財産教育の普及・定着を図ってきている。

(7) 専門教育・高等教育機関へ向けた支援事業

専門教育・高等教育段階では産業財産権の基本的な知識及び実務の修得を目的として、「特許・実用新案」、「意匠」、「商標」及び「技術移転（特許流通）」を紹介した標準テキストを作成し、提供している。

特に、工業高等学校では、2003 年度からの新学習指導要領により新設された「工業技術基礎」において産業財産権を扱うこととなったため、混乱を来すことなく速やかに充実した授業が行われるように、教職員に産業財産権制度に関する基礎知識と正しい権利活用を促す支援を展開している。

また、大学や高等専門学校における知的財産関連講座の増加にともない、その教材として標準テキストや対象者別セミナー用教材を適宜提供し、必要に応じて講師を紹介・

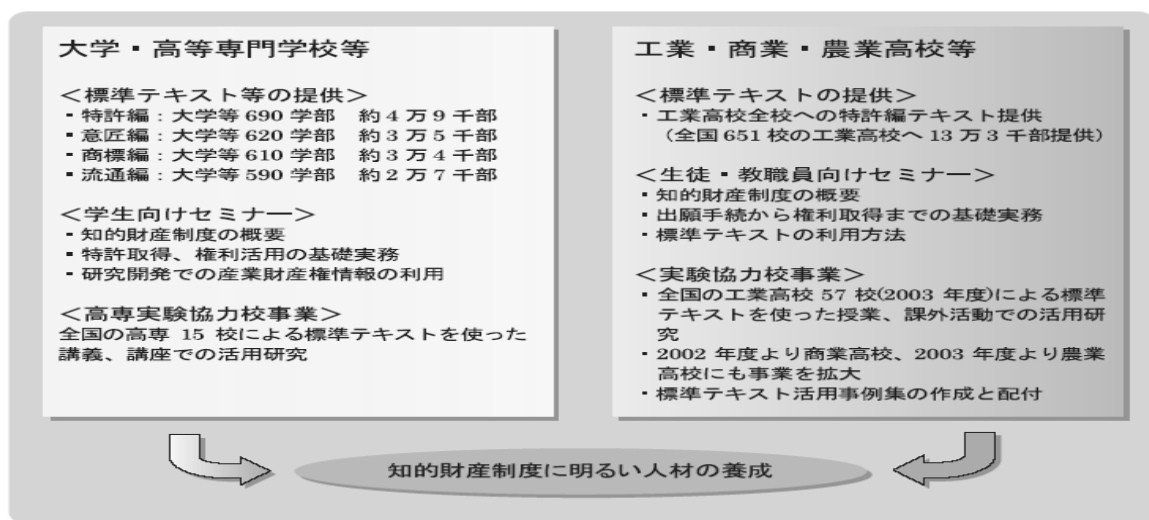
派遣している（参照図：専門高校・高等教育機関への支援概要）。

(4) 初等・中等教育機関へ向けた支援事業

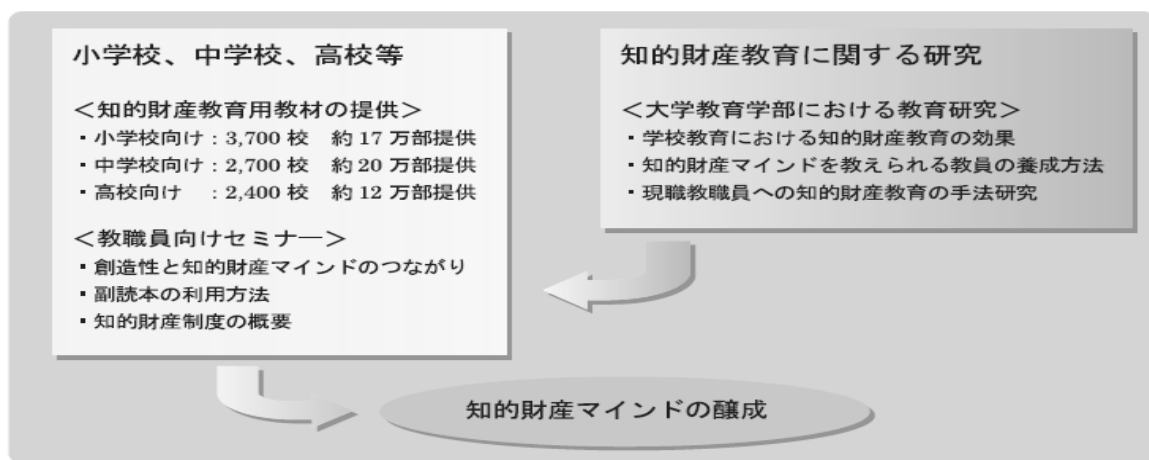
知的財産マインドの醸成のため、幼少期からの各年齢層に応じ策定した副読本を各教育機関等を通じ無償で提供している。また、大学の教育系学部において、知的財産教育について多方面から研究し、学校教育における知的財産教育の効果、知的財産の扱い方、教育者の意識醸成を図る手法等について研究した。その報告を知的財産教育の普及につなげていく予定である。

その他、学校教育機関だけでなく、児童・生徒が参加できる発明等に関わるイベントを開催したり、公立図書館や科学館等に教材を配布するなどきめ細かく対応している（参照図：初等・中等教育機関への支援概要）。

【 専門高校・高等教育機関への支援概要】



【 初等・中等教育機関への支援概要】



4. 2. 知財功労賞表彰

特許庁では、1987年から毎年4月18日の「発明の日」に、産業財産権制度の普及促進と発展に貢献のあった個人並びに産業財産権制度を有効に活用し、円滑な運営・発展に貢献した企業に対して、「産業財産権制度関係功労者表彰」及び「産業財産権制度活用優良企業表彰」として経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。2004年度は、「産業財産権制度関係功労者表彰」として、4名に経済産業大臣表彰、6名に対し特許庁長官表彰を、「産業財産権制度活用優良企業表彰」として4社に経済産業大臣表彰、6社に対し特許庁長官表彰を授与した。

4. 3. 知的財産専門人材の育成

(1) 人材基盤の整備状況

知的財産を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的財産立国となることが求められており、知的財産の事業化や取引活動、さらには紛争解決を支援する知的財産専門サービスの質的・量的な拡充を図ることが必要である。

こうした状況の中で、その中核的な担い手として知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成・活用を図るべく、2000年「弁理士法」の全面改正及び2002年「弁理士法」の一部改正によって、弁理士の活動範囲を、①裁判外紛争処理業務（ADR）、②知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化、③特定侵害訴訟（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る）における訴訟代理権の付与、等大幅に拡充するとともに、弁理士試験制度改革を行い、弁理士人口の拡大と資質の向上に努めている。

(2) 2002年改正「弁理士法」（特定侵害訴訟における訴訟代理権関連）の実施状況

特定侵害訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特定侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことを内容とする「弁理士法の一部を改正する法律」が2003年1月1日に施行された。

それに伴い、2003年5月から9月にかけて民事訴訟に関する実務的な内容を中心とした講義及び演習からなる

合計45時間の能力担保研修が日本弁理士会により実施され、850名の弁理士が受講した。

上記研修を修了した弁理士のうち、2003年10月に実施した特定侵害訴訟代理業務試験（「民法」、「民事訴訟法」その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項）を804名が受験し、553名が合格した。

5. 産業財産権制度に関する国際的動向と課題

5. 1. 産業財産権制度の国際的動向と課題

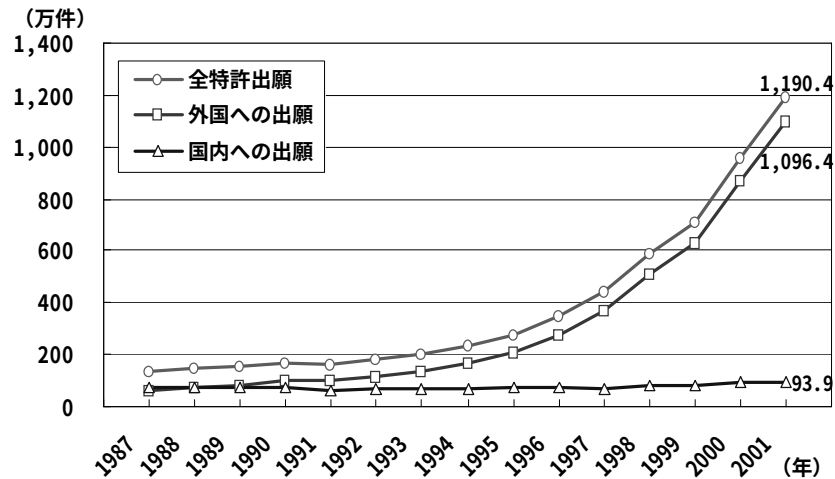
(1) 特許出願の国際的動向

(7) 世界的な特許出願の急増

経済のグローバル化の進展に伴い、世界の特許出願は1990年代に急激に増加し、2001年の全出願件数は約1,190万件に達している。そのうち、各国国内への出願は2001年で約94万件となっているが、1980年代以降60～80万件で推移しており、出願の伸びは緩やかとなっている。一方、外国への出願は、1990年に約95万件であったものが2001年では約1,096万件と急激に増加しており、この外国への出願の急増が世界の特許出願の急増に大きく寄与していることがわかる（参照図：世界の特許出願の推移）。

外国への出願が1990年代に急増した背景の1つには、特許協力条約（PCT）の加盟国の増加が挙げられる。PCT加盟国は1980年代には40か国程度であったものが、2003年末では122か国まで増加している。PCTを利用して国際出願をすることにより、出願時に指定した加盟国（指定国）すべてに出願したのと同じ効果を得ることができ、PCTは多くの国において特許を取得しようとする際には非常に有用な制度となっている。また、特許審査能力を有さない途上国においても、PCTに基づいて作成される国際調査報告、国際予備審査報告は特許性の判断をする際に重要な役割を果たしており、特に、TRIPS協定が発効した1990年代の半ば以降は、途上国の加盟が増加している。このようなPCT加盟国の増加によって、PCTを利用した国際出願は増加傾向にあり、外国への出願件数を押し上げる大きな要因になっていると考えられる（参照図：PCT加盟国数及び出願件数の推移）。

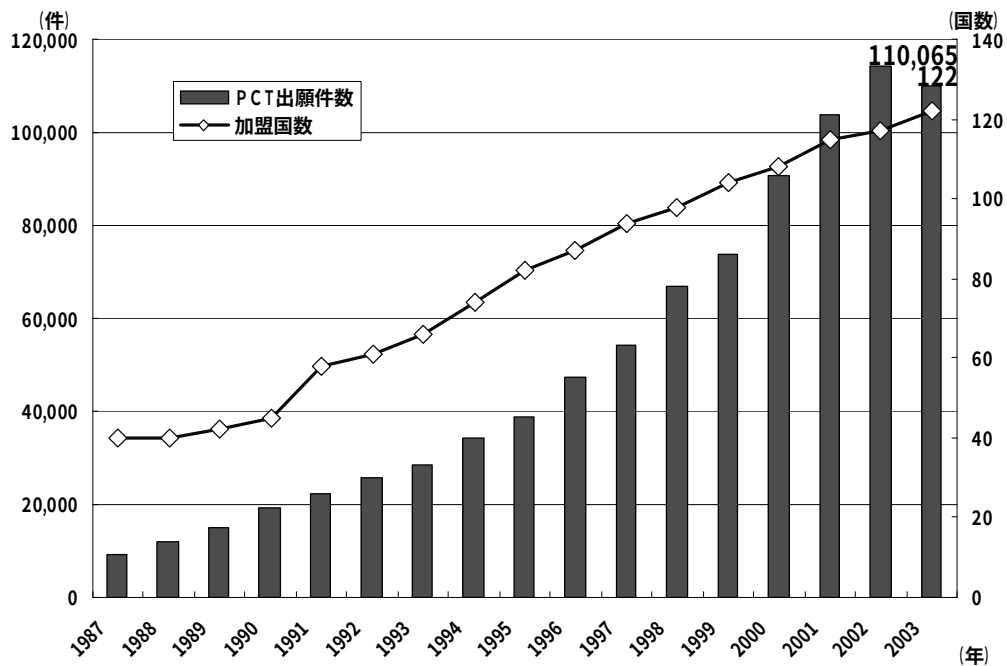
図：世界の特許出願の推移



(資料) W I P O統計

(備考) P C T出願及び欧州特許等の広域特許出願に関しては、出願時の指定国数を出願件数に計上している。

図：P C T加盟国数及び出願件数の推移



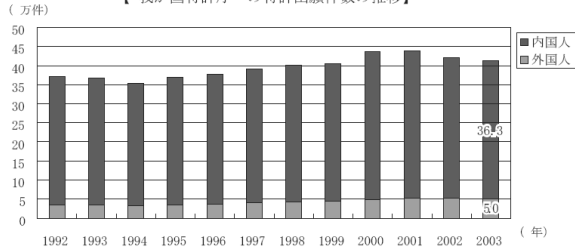
(資料) W I P O統計

(イ) 三極の出願動向

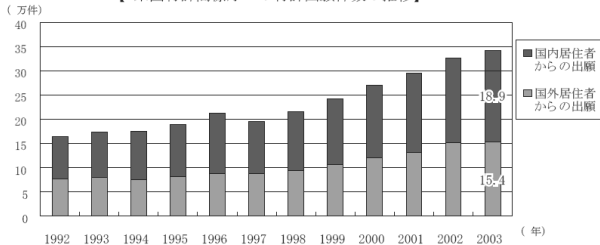
我が国特許庁(J P O)、米国特許商標庁(U S P T O)、欧州特許庁(E P O)(以下、「日米欧の三極特許庁」という。)における特許出願件数の推移を次に示す。日米欧の三極特許庁ともに外国からの出願件数が増加している。米

国特許商標庁及び欧州特許庁では外国人の出願比率が概ね半数であるのに対し、我が国特許庁では9割近くが国内からの出願であり、我が国特許庁と他の二庁との間で出願構造に大きな違いが見られる。

【我が国特許庁への特許出願件数の推移】

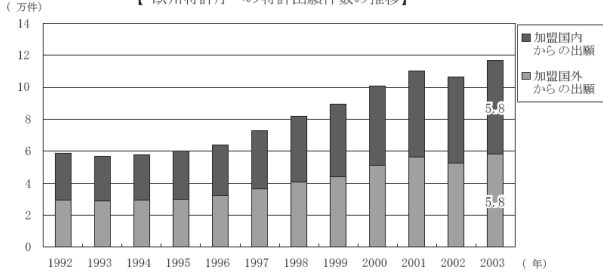


【米国特許商標庁への特許出願件数の推移】



(資料) 米国特許商標庁の報告値

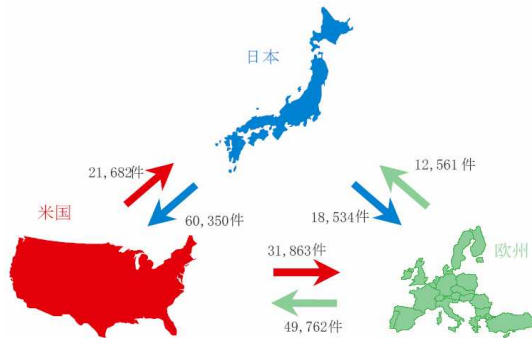
【欧州特許庁への特許出願件数の推移】



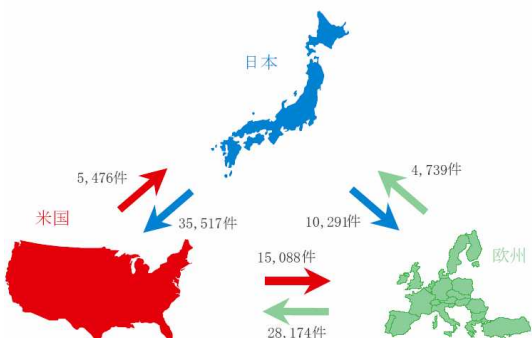
(資料) 欧州特許庁年次報告書

(参考) 日米欧三極間の特許出願件数及び特許取得件数

【日米欧三極間の特許出願件数】



【日米欧三極間の特許取得件数】



(2) 世界特許システム構築に向けた動き

経済のグローバル化の進展に伴い、海外で特許を取得する必要性が一層高まっており、一つの特許出願を複数の国に出願するケースが急増している。これに伴い、①手続方法や特許要件が各国ごとに異なることによる手続の煩雑化、②先行技術文献調査や審査の重複による特許庁の審査負担の増加、③各国ごとに料金を支払うことによるコスト負担の増加等の問題が顕在化してきている。こうした課題に対し、諸外国における迅速・的確な権利取得の円滑化を図るべく、各国の特許制度の国際的な調和を進めることが必要である。そのような試みの一環として、WIPOにおいて特許制度の実体面での調和を目指す実体特許法条約(SPLT)の策定が検討されているが、その実現には時間を要するとみられることから、現行の各国の異なる「特許法」の下での先行技術調査結果・審査結果の相互利用についても並行して取組を進めることが必要である。さらに、既存の枠組みであるPCT制度の有効活用を図ることも重要であり、出願人のニーズに合わせて、PCTリフォームを進めていくことも必要である。

(7) 特許制度の実体的調和

世界知的所有権機関(WIPO)における「特許法」の実体面についての国際的調和の議論は、米国の先発明主義への固執により1994年1月以降凍結されていたが、2000年6月に「特許法」の方式面での調和を図る特許法条約(PLT)が採択されたことを契機として、同年11月のWIPO特許法常設委員会(SCP)第4回会合において、「特許法」の実体面における調和についての議論を再開することが合意された。以降、SCP会合において、特許制度の実体調和に関して議論されてきており、我が国は、その議論に積極的に参加している。

また、2003年には、三極長官会合において制度調和に関するワーキンググループを設立することが合意され、以後、各ワーキンググループにおいて議論が行われてきた。その結果、①先行技術の定義、②グレースピリオド、③新規性、④進歩性の4項目を重要項目とし、これら4項目について優先して議論すべきであると三極で合意に達した。これを三極提案として2004年5月、第10回SCP会合に提出したところ、多くの先進国の支持を集めたが、一方で途上国より、遺伝資源等についても優先して議論すべきであるとの主張がなされた。

(イ) 修正実体審査

各国法制度を堅持しつつ、出願人の負担を軽減するための方策として、修正実体審査（MSE）制度を活用することも一法である。特に、途上国については、特許出願の大半が先進国からの出願であること、とりわけアジア地域の途上国の場合、我が国に基礎となる特許出願が存在することが多いことから、途上国における審査遅延等の問題に対する審査負担軽減を通じた有効な方策として、我が国の対応特許出願に係る審査結果がアジア地域の途上国特許庁に適切に提供され、係る審査結果の有効活用を通じて、これら特許庁における権利設定が迅速化されることが重要である。

このような観点から、修正実体審査制度を有する国（シンガポール、マレーシア）に対して、我が国特許庁を所定特許庁とし、出願人が対応する特許出願に係る我が国の審査結果を上記の修正実体審査制度を有する国の特許庁に提出することによって、原則無審査で当該国における特許権を獲得し得るようにするための取組を行ってきた。その結果、シンガポールについては、日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）に我が国特許庁の所定特許庁化が盛り込まれた。これに基づいて、「シンガポール特許法」施行規則が改正され、2002年8月15日付けで我が国特許庁の所定特許庁化が実現した。また、マレーシアについては、2002年7月に我が国特許庁の所定特許庁化が実現した（なお、クロアチアについては2001年6月に我が国特許庁の所定特許庁化が既に実現している）。

(ウ) PCTリフォーム

特許の国際出願制度として約30年の歴史を有するPCTは、出願件数のめざましい伸びが示すように、世界規模での特許取得のための手段として今後も大きく発展することが期待されている。一方、現行のPCT制度には、国際段階手続の複雑さはもとより、国際段階手続と国内段階移行後の手続の間の重複業務等の問題が存在することから、出願人及び官庁の双方から改善の要求が高まっている。

2000年9月に開催されたPCT同盟総会では、こうしたPCT制度の非効率性等の改善を目指して提出された米国提案を軸に、その具体的な検討を行うための特別な委員会の設立や今後の検討の進め方に関し議論が行われた。これを踏まえ、2001年5月には第1回PCTリフォーム委員会が開催され、米国提案を中心に議論がなされた。

米国提案は、PCT手続の簡素化、国際出願の各段階における重複業務の排除、特許法条約（PLT）との整合を図るためのPCT規則改正といった第一段階のリフォームと、さらに進んで、国際予備審査結果による各国特許の拘束など、PCT制度の抜本的な改革を図る第二段階のリフォームから構成されているが、第1回委員会では米国提案第一段階に集中して議論がなされた。

その結果、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を含む12の基本目標について合意した。また、詳細な検討を行うため、ワーキンググループの設置に合意し、ワーキンググループにおける当面の検討事項は、①国内移行期限の一律30月化、②国際調査及び国際予備審査の効率化、③指定概念の廃止、④PLT関連（国内移行期限の更なる延長を含む）、とされた。

その後の2001年9月のPCT同盟総会では、上記①「国内移行期限の一律30月化について、ワーキンググループでの検討を先取りした形で条約上に規定されている「20月」を「30月」に変更した。また、2001年11月の第1回ワーキンググループ及び2002年5月の第2回ワーキンググループではその他の項目について審議がなされ、2002年7月の第2回PCTリフォーム委員会において改正案が承認され、2002年9月のPCT同盟総会において採択された。

主な改正の概要は、①国際調査及び国際予備審査の効率化（国際調査機関は、国際調査報告の作成時に「見解書」を作成する。）、②指定制度の概念と運用の見直し（国際出願をする出願人は、原則としてすべての加盟国に対して指定したものとみなされる。）、③PLT関連規定の導入（国際出願の言語と翻訳、国内移行期限の徒過に対する救済措置等について、PLTに関連した手続の規則改正を行う。）であり、①、②については2004年1月1日より発効、③については2003年1月1日より発効している（ただし、日本においては、③の規定はまだ施行されていない。）。

今後も更なるリフォームについて引き続き検討される予定である。

(3) 特許に関する諸外国との協力

(7) 三極特許協力

PCT出願受理件数の80%以上を占める日米欧の三極特許庁(以下、「三庁」と略す。)は、共通する課題を解決するため協力活動を行っている。この活動は1983年より開始され、2004年で22年目を迎えた。

2004年5月18～20日には、米国において専門家会合が開催され、次の項目について議論が行われた。

(A) サーチ結果の相互利用

(a) 二庁間パイロットプロジェクト

各二庁間で行われてきたサーチ結果相互利用のためのパイロットプロジェクトの分析結果につき報告がなされ、今後、サーチ結果の相互利用を進める上での諸課題を議論することとし、2003年9月に、「戦略的事項及びワークシェアリングに関するワーキンググループ」を我が国特許庁(以下、JPOと略す。)が主催することで合意した。

(b) 審査官交流

米国特許商標庁(以下、USPTOと略す。)がホストをした2003年4月の第1回三極審査官交流について、各技術分野における審査官相互の理解を深める上で有効であったと評価し、今後も継続することで三庁が合意した。2003年10月には欧州特許庁(以下、EPOと略す)が、2004年4月にはJPOがホストを務める予定となっている。日欧間の審査官交流については、これも継続することを確認した。

(c) バイオテクノロジー

JPOから、三庁のDNAサーチ結果を比較した結果、大半のケースで一致した旨報告した。定期的なサーチ結果交換に向けて更なる検討を行うとともに、三庁協力して、三極版遺伝子工学サーチ戦略ファイル(先行技術調査を的確に行うことを目的に、審査官が保有する検索に関する情報・ノウハウを整理した資料)の完成を目指すこととなった。2003年10月にEPOが主催するバイオテクノロジーワーキンググループにおいて、さらに議論を進める予定である。

(B) ドシエ・アクセス・システム(各庁が保有する電子包袋への相互アクセスシステム)と機械翻訳

(a) システムの機能及びコンテンツ

JPOからUSPTOに対し、米国情報開示義務制度(IDS)の負担軽減のために必要なドシエ・アクセス・システムの機能及びコンテンツを明確にすべきと要求したところ、USPTOは、JPO、EPOのドシエ・アクセス・システムの機能及びコンテンツとして、拒絶理由通知書等のオフィスアクション(機械翻訳及び原文)、引用文献リスト、非特許文献を含む引用文献自体を提供可能とすることが必須であると回答があった。さらに、USPTOでは、これらの書類を自庁の審査書類として取り込む旨の補足説明がなされた。

(b) システムのインターフェース仕様

JPOからは、当初予定どおり、Webベースでのインターフェースを2003年10月を目途にリリースする旨表明した。ただし、出願人の負担軽減(IDS手続、優先権証明書送付代替)及び各庁での審査効率の最大化を図るため、JPOもUSPTO及びEPOと同様のSOAP(Simple Object Access Protocol)インターフェースによるドシエ・アクセス・システムの開発も2004年度予算の中で検討する旨表明し、歓迎された。

(c) 機械翻訳

JPOより、2003年3月にリリースされた三極自動翻訳システムに関して報告した。

USPTO及びEPOは、審査官の日本語文献の活用促進とワークロード軽減の点から、その有用性を高く評価した。また、両庁は、今後の開発にも強く期待するとともに、本システムのフィードバック機能を活用した辞書機能の改良に協力する旨表明した。

(d) 優先権証明書の交換

USPTOは、優先権書類をドシエ・アクセス・システムを用いて交換する方針を表明した。

(C) 世界制度調和

今後も三極で協力して制度調和について議論を進めていくことを確認した。WIPO特許法常設委員会(SCP)に提出された限定的なパッケージを9月のWIPOの一般総会に提出することで三庁は合意した。

(D) その他

(a)先端技術についての研究

USPTOより、ナノテクノロジーの定義、関連分野の洗い出し、三庁間での協力の将来計画に関して議論すべく、ナノテクノロジーワーキンググループの設立が提案され、長官会合までに、予備的な検討を行うこととなった。

(b)分類調和

三庁は、分類調和はIPCリフォームに必須であり、この三極分類調和プロジェクトを進めていく必要がある旨確認した。EPOは分類調和を効率的に進めていくために、審査官交流を一層活用すべきである旨主張した。

(c)情報普及ポリシー

JPOより三庁の特許情報普及ポリシー比較について最終報告し、三庁は報告結果を採択した。また、特に民間事業者との役割分担などの点に注目して、今後とも情報交換を行い、必要に応じて結果のリバイスを図っていくこととした。

(4) 国際的な情報技術に関する協力

情報技術（IT）の急速な発展を受けて、1998年3月のWIPOの臨時総会で、従来の産業財産権情報常設委員会（PCIP）を発展解消し、情報技術常設委員会（SCIT）を設置することが決定、同年6月に第1回総会が開催された。我が国は、SCITの設置に向けて、その組織に関する提案を米国と共同して行ったことをはじめ、SCITの目標を定めたSCIT戦略プランやその実行計画の策定等においても各種の助言や協力を積極的に行ってきた。

2000年1月のSCIT第6回総会においてSCIT内部の機構改革が行われ、SCIT総会の下に標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループ、及びITプロジェクト・ワーキンググループの2つのワーキンググループが設置され、それぞれ産業財産権情報と文献に関するWIPO標準の策定及びWIPOのITに関する様々なプロジェクトの管理を行っている。このSCIT内部の機構改革に関し、我が国は「IT政策と技術標準の議論は一体でなされるべきであり、機構改革はワーキンググループの再構成であるべき」との立場を表明し、SCITの現体制の構築にも大きく寄与してきた。

(A) 標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループ（SDWG）

産業財産権情報と文献とに関するWIPO標準（WIPO Standards）について、現行の標準の改正や新たな標準の策定の必要性について検討するとともにWIPO標準案を作成する。なお本標準案は総会で議論され、承認されることになる。また、各庁において本標準の採用の奨励などを行っている。

SDWGの下で活動しているタスクフォースは次のとおりである。

- ST.10/C タスクフォース
- ST.8 タスクフォース
- ST.80 タスクフォース
- 商標標準タスクフォース
- EDPE Sタスクフォース
- 知的財産電子図書館電子標準タスクフォース

(B) ITプロジェクト・ワーキンググループ（ITPWG）

WIPOのITに関するプロジェクトである、WIPO net プロジェクト1、IMPACT2プロジェクト、PCT電子出願3プロジェクト、知的財産電子図書館（IPDL: Intellectual Property Digital Library）4プロジェクト等について、その内容を検討するとともに、プロジェクトの進捗管理などを行っている。

(ウ) 国際特許分類（IPC）に関する協力

(A) WIPOにおけるIPCリフォームの動き

IPCは、特許文献のための国際的に統一された分類であり、特許庁の審査官、出願人、その他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールとして利用している。国際特許分類に関するストラスブール協定（1971年調印、1975年10月7日発効）により、加盟国はIPCを特許公報等に表示することが義務づけられている。

しかしながら、IPCは、膨大な文献数を持つ大規模庁では、大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁では細かすぎて分類付与負担が大きいという問題点があった。また、5年に一度の改正では迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるとの指摘がなされていた。

このような状況の下、1999年3月のWIPO/IP

C同盟専門委員会においてIPCのリフォームの検討開始が決定された。その結果2006年1月から第8版国際特許分類（IPC-2006）を発効する予定である。

(B) 三極分類調和の動き

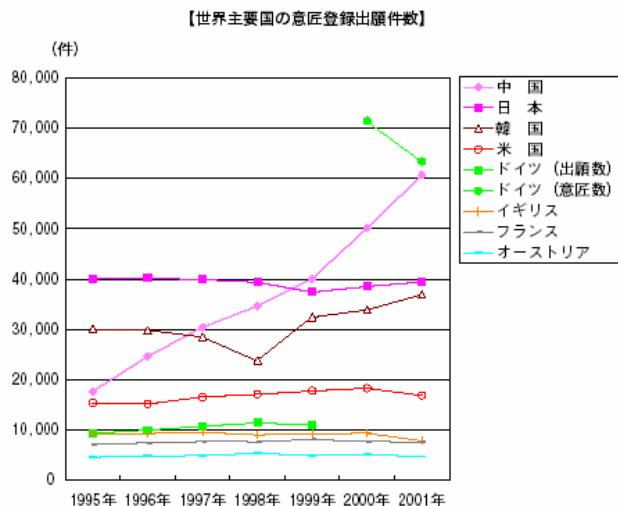
IPCアドバンスレベルの改正は特別小委員会が行うことになるため、実質的には日米欧の三極特許庁が作業の中心となる。日米欧の三極特許庁は2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し、将来IPCアドバンスレベルとして採用することを念頭に分類調和の作業を進めてきている。

具体的には、20以上の分野（ビジネス方法、有機固体素子等）において作業が進められており、このうち幾つかの分野においては、既にIPC化されることが決定している。

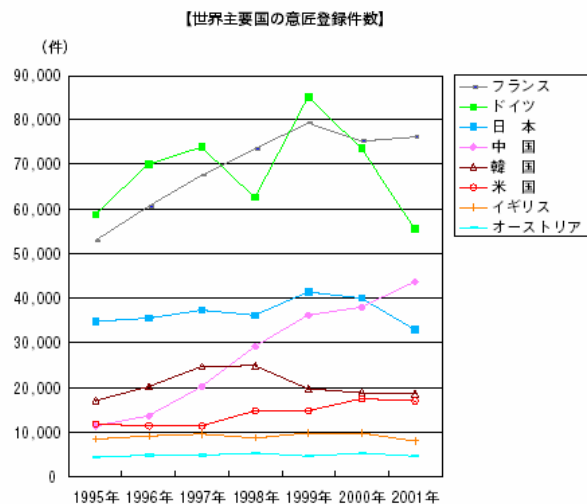
5. 2. 意匠制度に関する国際的動向と課題

(1) 意匠出願の国際的動向

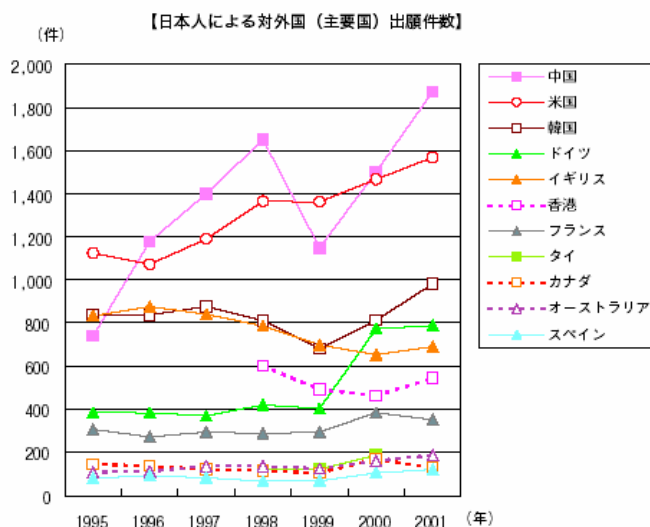
全世界における意匠登録出願件数は近年増加の傾向にある。特に、中国における出願件数の伸びには目を見張るものがあり、1999年以降は我が国を抑えて世界第一位の出願大国となっている（参照表：世界主要国における意匠登録出願件数）。



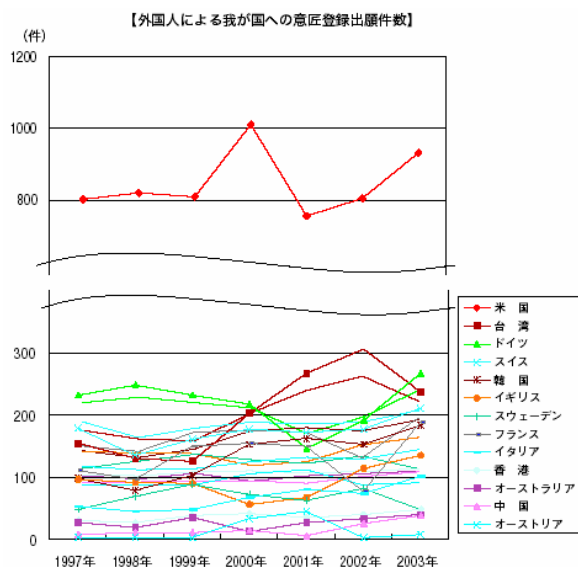
世界主要国における意匠登録の件数をみると、一出願中に複数の意匠を含むことができるフランス及びドイツでは、同国における出願件数を大きく超える値の登録意匠数が示されている（参照表：世界主要国における意匠登録件数）。



我が国から諸外国への意匠登録出願件数は近年増加傾向にあり、2000年の合計は7,402件となっている。また、前年に落ち込みを見せた中国への出願がV字型の回復を見せ、僅差ながら米国への出願件数を抜いて第一位となった。さらに、ドイツ、韓国、フランスなどの国々への出願件数にも増加の傾向が見られ、これらが対外国出願件数全体を押し上げる結果となった（参照表：日本人による対外国（主要国）出願件数）。



外国人による我が国への意匠登録出願については、数値に変動はあるものの米国からの出願件数が依然として最も多く、外国出願全体の3分の1以上を占める形となっている（参照表：外国人による我が国への意匠登録出願件数）。



表：世界主要国における意匠登録出願件数

(単位：件)

国 名	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
中 国	17,668	24,614	30,413	34,632	40,053	50,120	60,647
日 本	40,067	40,192	39,865	39,352	37,368	38,496	39,423
韓 国	29,978	29,859	28,491	23,732	32,402	33,841	36,867
米 国	15,409	15,161	16,546	17,107	17,761	18,292	16,872
ドイツ	9,365	9,986	10,736	11,420	10,959	71,375	63,344
イギリス	9,246	9,293	9,528	9,027	9,232	9,380	7,828
フランス	7,104	7,454	7,684	7,658	8,094	7,694	7,638
オーストリア	4,596	4,824	4,947	5,363	4,941	5,092	4,766
その他	43,462	48,390	40,398	44,626	42,880	43,796	46,278
世界合計	176,895	189,773	188,608	192,917	203,690	218,044	283,663

(資料) W I P O統計

注) 2000 年以降のドイツの数値は出願件数ではなく、出願意匠数を表している。(ドイツでは複数の意匠を一出願として提出することが可能)

表：世界主要国における意匠登録件数

(単位：件)

国 名	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
フランス	52,974	60,663	67,717	73,563	79,327	75,402	76,257
ドイツ	58,732	70,066	73,880	62,550	85,278	73,617	55,621
日 本	34,887	35,495	37,418	36,264	41,355	40,037	32,934
中 国	11,200	13,633	20,160	29,254	36,151	37,919	43,596
韓 国	16,977	20,192	24,633	24,931	19,636	18,845	18,650
米 国	11,712	11,410	11,414	14,767	14,732	17,414	16,872
イギリス	8,380	8,970	9,592	8,511	9,655	9,768	7,828
オーストリア	4,202	4,692	4,742	5,186	4,585	5,101	4,421
その他	28,577	33,273	28,073	29,154	41,541	39,743	42,184
世界合計	227,641	258,394	277,629	284,180	332,260	317,846	298,363

(資料) W I P O統計

表：日本人による対外国（主要国）出願件数

(単位：件)

国 名	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
中 国	739	1,177	1,400	1,650	1,148	1,501	1,873
米 国	1,124	1,072	1,189	1,364	1,362	1,466	1,568
韓 国	838	836	875	810	680	812	981
ドイツ	382	381	368	418	402	772	787
イギリス	832	875	839	785	697	651	689
香 港			252	600	490	461	542
フランス	305	270	292	285	292	382	350
タ イ			201	117	120	184	
カナダ	143	135	119	113	101	169	125
オーストラリア	106	108	135	134	123	159	185
スペイン	78	90	80	63	65	102	119
その他	628	867	477	723	788	743	701
世界合計	4,991	5,613	6,012	6,865	6,080	7,402	7,920

(資料) W I P O 統計、各国年報等

(備考) 表中の空欄は、W I P O 統計又は各国年報に数値がないか該当する件数がないことを示す。

表：外国人による我が国への意匠登録出願件数

(単位：件)

国 名	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年
米 国	802	820	809	1,011	755	805	932
台 湾	155	131	126	204	267	307	237
ドイツ	233	248	233	218	146	192	267
スイス	179	135	161	178	173	178	211
韓 国	98	79	103	153	163	154	184
イギリス	96	92	90	57	67	115	135
スウェーデン	49	69	88	73	63	83	48
フランス	111	96	150	155	150	78	189
イタリア	54	45	48	67	80	75	101
香 港	31	28	39	42	36	40	48
オーストラリア	28	19	35	13	28	34	41
中 国	8	11	12	14	7	26	39
オーストリア	4	3	3	34	45	3	8
その他	251	236	236	207	267	259	371
合 計	2,099	2,012	2,133	2,426	2,247	2,349	2,811

(備考) 表中の空欄は、該当する件数がないことを示す。

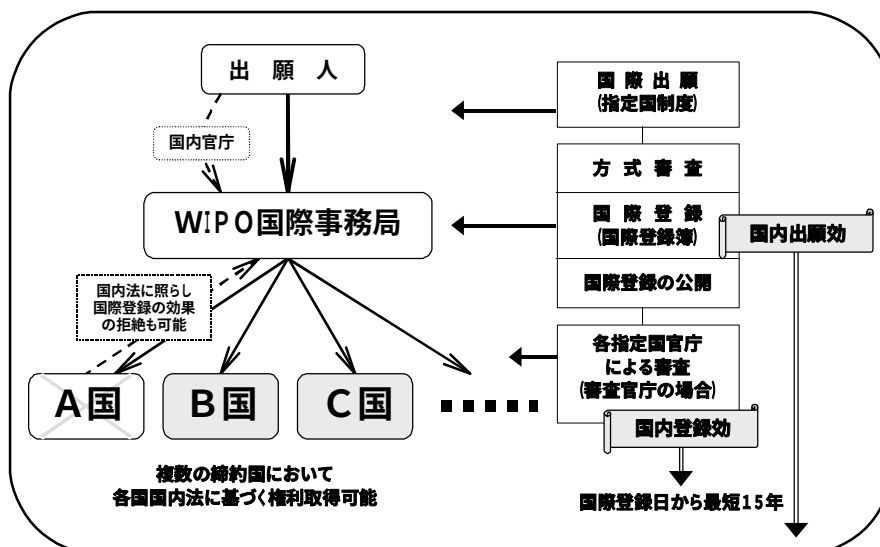
(2) 意匠制度に関する国際的な動き

(7) ヘーグ協定ジュネーブアクト

ヘーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約であり、1999 年ジュネーブアクトは、これまで欧州諸国が中心であったヘーグ協定加盟国の更なる拡大を目的として 1999 年 7 月に採択された新アクト（改正条約）である（参照図：ヘーグ協定 1999 年ジュネーブ・アクトの概念図）。

ジュネーブアクトは、2003 年 9 月にスペインが批准書

を寄託したことで発効条件が満たされ、同年 12 月 23 日に発効した。これを受けて、2004 年 4 月 1 日にヘーグ協定全アクトに基づく共通規則及び新実施細則が施行され、ジュネーブアクトに基づく国際登録が開始された。今後は、我が国が加盟する際のより有効な周辺環境の醸成に向けて、米国、欧州、アジア主要国との対話を進めるとともに、国内的なニーズ把握及び必要な法的整備の詳細等について引き続き検討を行っていく。



図：ヘーグ協定 1999 年ジュネーブ・アクトの概念図

(イ) 欧州における意匠保護の動向

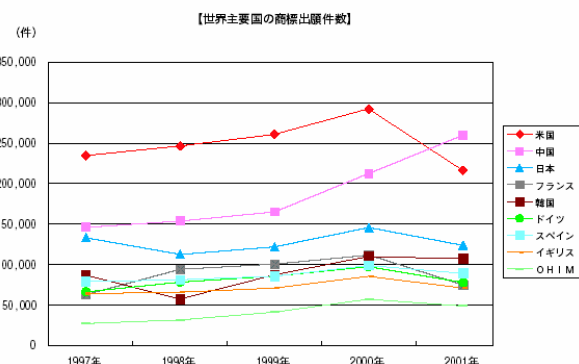
欧州連合閣僚理事会による「欧州共同体意匠規則」の採択（2001 年 12 月）を受け、欧州共同体では、共同体域内全域に権利が及ぶ単一の意匠制度が成立した。この意匠規則は、登録手続を必要としない意匠保護（非登録共同体意匠（UCD：Unregistered Community Design））と登録手続に基づく意匠保護（登録共同体意匠（RCD：registered Community Design））の 2 つのシステムを提供するもので、前者は 2002 年 3 月 6 日に発効し、後者についても 2003 年 4 月 1 日から欧州共同体商標意匠庁（OHIM）での登録業務が開始された。

こうした動きを受け、2003 年 11 月には、我が国特許庁と OHIM との間において第 1 回日欧意匠審査官会合を開催し情報交換を行った。今後もこうした場を通じて両庁間の連携を更に深めていく予定である。

5. 3. 商標制度に関する国際的動向と課題

(1) 各国の商標出願動向

商標登録出願の動向としては、中国における出願件数が顕著な増加傾向を示している一方、中国を除く各国では、減少傾向にある。2001 年における主要国の出願件数割合は、中国 13.3%、米国 11.1%、日本 6.3%となっており、この 3 か国で全体の 30.9%を占めている。



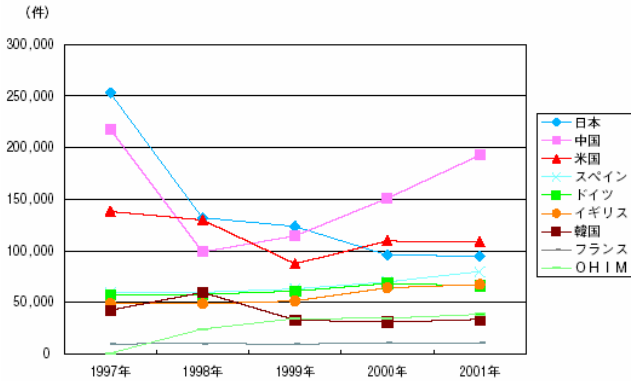
(単位：件)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
中国	145,944	153,692	165,128	212,602	259,924
米国	234,610	246,611	260,766	292,464	216,574
日本	133,116	112,469	121,861	145,834	123,788
韓国	87,065	57,454	87,332	110,073	107,137
スペイン	78,894	81,293	85,752	98,751	89,200
ドイツ	66,216	78,472	85,777	97,337	77,880
フランス	62,895	94,232	100,570	111,792	74,837
イギリス	64,169	65,992	70,887	85,578	71,091
OHIM	27,296	31,613	41,264	57,324	48,885
合 計	1,752,147	1,755,037	1,953,765	2,169,105	1,950,713

(資料) W I P O 統計
(備考) OHIM は 1996 年から受付を開始

商標登録件数では、中国が著しく増加したものの、他の国々では微増又は微減の傾向にある。2001 年における主要国の登録件数割合は、中国 14.3%、米国 8.1%、日本 7.0%となっており、この 3 か国で全体の 29.4%を占めている。なお、1998 年以降、我が国の商標登録件数は減少傾向にあるが、これは、1997 年 4 月からの一出願多区分制度の導入に伴い、一つの商標登録出願において指定される平均区分数が増加傾向にあるためである。

【世界主要国の商標登録件数】



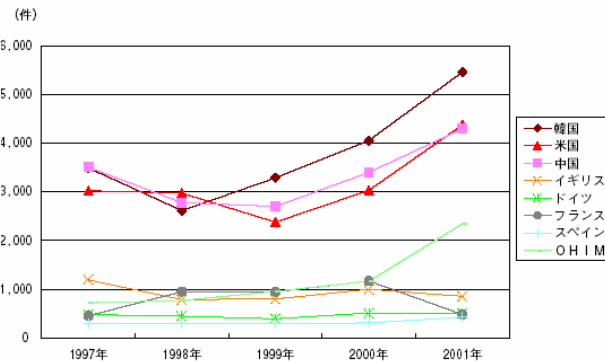
(単位: 件)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
中国	217,605	98,961	114,559	150,961	192,549
米国	138,155	129,871	87,431	109,544	108,840
日本	253,272	132,066	123,656	96,116	94,832
スペイン	59,374	59,810	63,086	69,860	79,861
イギリス	49,035	48,600	51,441	64,230	67,362
ドイツ	57,435	57,919	61,039	68,490	66,245
OHIM	574	24,253	34,242	34,733	38,504
韓国	42,484	59,614	32,968	30,849	33,683
フランス	9,930	10,115	9,752	10,674	10,644
合計	1,479,597	1,297,942	1,267,806	1,298,364	1,349,153

(資料) W I P O 統計
(備考) OHIM は 1996 年から受付を開始

日本人による外国・政府機関への商標登録出願は、韓国、中国、米国が多数を占めており、また、欧州各国への出願は、1999 年に漸減傾向を示したものの、2000 年には再び増加傾向に転じている。

【日本人による対外国（主要国）出願件数】



(単位: 件)

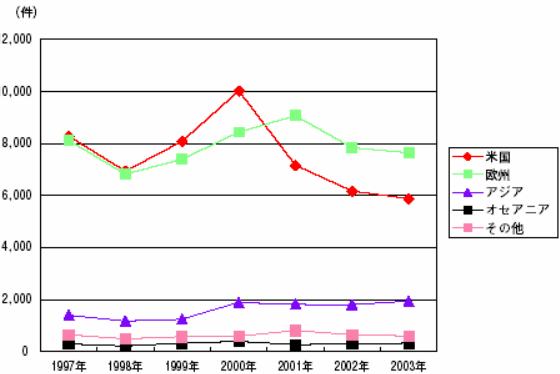
	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
韓国	3,487	2,611	3,284	4,052	5,455
中国	3,504	2,773	2,698	3,395	4,370
米国	3,021	2,971	2,374	3,027	4,296
フランス	450	946	945	1,165	853
イギリス	1,190	788	798	995	500
ドイツ	477	445	390	508	480
スペイン	299	292	288	306	424
OHIM	717	769	955	1,161	2,339
合計	21,107	20,233	21,427	27,025	31,949

(資料) W I P O 統計
(備考) OHIM は 1996 年から受付を開始

外国人による我が国への商標登録出願は、2000 年には 2 万件を超えたものの、その後は減少傾向に転じている。

米国と欧州からの出願で全体の 82.5%を占めているが、アジア地域からの出願も近年増加傾向にある。2003 年で見ると韓国 501 件、台湾 477 件、中国 356 件となっており、この 3 か国でアジア地域の 68.8%を占めている。

【外国人による我が国への商標登録出願】



(単位: 件)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
欧州	8,116	6,820	7,390	8,428	9,061	7,833	7,633
米国	8,277	6,929	8,081	10,018	7,158	6,172	5,874
アジア	1,396	1,172	1,242	1,882	1,809	1,807	1,940
オセアニア	295	215	327	391	265	301	323
その他	643	488	569	588	807	648	598
合計	18,727	15,624	17,609	21,307	19,100	16,761	16,368

(2) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

(7) 概要

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（以下、「議定書」という。）は、標章を国際登録することにより、議定書に加盟している国（以下、「締約国」という。）のうち登録を求めるために指定した締約国（以下、「指定国」という。）において当該標章の保護を求めることができる国際条約である。議定書は、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関する国際条約である「標章の国際登録に関するマドリッド協定」よりも、審査国を含むより多くの国が参加できるような制度を確立するため、1989 年 6 月に採択され、1995 年 12 月発効、翌 1996 年 4 月から制度運営が開始された。我が国においては、1999 年 12 月に W I P O 事務局長に加入書を寄託し、翌 2000 年 3 月 14 日に発効した。

議定書には 2004 年 4 月現在、63 か国（主要締約国：欧州各国、米国、中国、韓国）が加盟している。

(4) 議定書に基づく国際登録の出願の利点

議定書に基づく商標の国際登録出願（以下、「国際登録出願」という。）については、外国への直接出願に比し、以下のメリットがある。

(A) 手続の簡素化（簡単な手続で国際登録出願が可能）

- 統一されている国際登録出願様式
- 一つの国際登録出願で複数の締約国に出願が可能
- 英語による国際登録出願（各国への翻訳文が不要）
- 一つの通貨（スイスフラン）による料金支払い

(B) 経費の節減

- 出願手続の一本化により経費の節減が可能
- 同一商標であれば複数の基礎登録（出願）を一つの国際登録出願に集約が可能

(C) 権利管理の簡便化

- 国際登録簿による一元管理が可能
- 複数国の商標権の存続期間の更新が、国際事務局への一回の手続で可能

(ウ) 議定書に基づく商標の国際登録制度の手続の概要

締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国の官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてW I P O 国際事務局に国際登録出願をする。係る国際登録出願は、国

際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶理由を通報しない限り、当該指定国において保護を受けることができる。

(エ) 国際商標出願動向

(A) 国際登録出願（我が国から外国への出願）

2003年は韓国、米国等の加盟により出願件数の増加が顕著であった。2004年においても引き続き増加傾向にあり、その主な指定締約国は中国、米国、韓国等である。

(B) 国際商標登録出願（外国から我が国への出願）

2003年までの出願件数は横ばい傾向にあったが、2004年はやや増加傾向にある。これまで我が国を指定国とする主要出願国はドイツ、フランス、イタリア、スイス等であったが、2004年は、これらの国に加え米国からの出願が伸び始めている（参照表：国際商標登録出願月別件数）。

表：国際登録出願月別件数（我が国から外国への出願）

（単位：件）

出願件数（月別）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2004年出願件数	38	45	62										145
指定国件数	268	384	619										1,271
2003年出願件数	16	33	28	38	38	48	25	24	57	23	31	41	402
指定国件数	147	362	316	347	469	283	292	301	427	228	316	361	3849
2002年出願件数	14	17	17	15	18	32	18	20	24	14	19	29	237
指定国件数	122	268	198	90	172	207	174	194	195	87	304	366	2,377
2001年出願件数	15	24	23	16	27	25	35	30	14	21	22	28	280
指定国件数	175	348	359	200	253	239	295	382	207	360	279	162	3,259
2000年出願件数	-	-	12	14	14	27	19	16	19	21	23	22	187
指定国件数	-	-	122	95	73	277	118	177	217	206	176	373	1,834

表：国際商標登録出願月別件数（外国から我が国への出願）

（単位：件）

出願件数（月別）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2004年	469	589	444										1,502
2003年	367	421	454	428	476	341	616	452	383	518	439	439	5,334
2002年	421	439	431	393	487	402	410	442	419	540	442	443	5,269
2001年	287	458	597	465	469	352	547	696	388	375	568	506	5,708
2000年	-	-	0	62	127	280	210	364	357	363	384	428	2,575

5. 4. 知的財産の保護に関する新たな動き

(1) T R I P S 理事会の現状

(7) T R I P S 協定

(A) 概要

1995 年、世界貿易機関（WTO）の創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効した T R I P S 協定は、知的財産権の保護に関して WTO 加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、W I P O を中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

(B) 意義

- 先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準が明確化された。
- パリ条約やベルヌ条約等の既存の国際条約を越える知的財産権保護水準を義務づけた。最恵国待遇（MFN）規定に基づく二国間交渉の成果の加盟国への均てんにより、保護水準が国際的に向上した。
- 権利行使に関する規定を有しており、権利保護の実効性を高めた。
- 知的財産権分野における紛争についても、統一的な紛争処理を適用することが可能となった。

(C) T R I P S 理事会とは

T R I P S 協定に基づく義務の遵守状況の審査や、T R I P S 協定に関する事項の協議を行う場であり、2002 年以降は次の(イ)～(オ)の事項を中心に活発な議論が行われている。

(イ) 医薬品アクセス

H I V / A I D S 等の感染症の影響はサハラ砂漠以南のアフリカ諸国において特に深刻であり、公衆衛生上の重大な問題となっている。このような事態にも関わらず、感染症に対する治療薬の価格がこれらの国々の人々にとって高すぎるために、医薬品へのアクセスが妨げられているという問題がある。途上国や NGO 等は、医薬品が高価となっている原因として医薬品に対する特許権の存在を挙げており、医薬品へのアクセス改善と知的財産権との関係について国際的な関心が高まっていた。2001 年 11 月にドーハ（カタール）にて開催された第 4 回 WTO 閣僚会議では、この問題に関する国際的な関心の高さに配慮し、閣僚

宣言本体とは独立した「T R I P S 協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。この宣言は、T R I P S 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を採ることを妨げるものではない旨確認する一方で、加盟国の T R I P S 協定に対するコミットメントを強調しており、T R I P S 協定上の権利義務関係に影響を与えず、かつ、全体として途上国側の主張と先進国側の主張のバランスをとったものとなっている。

T R I P S 理事会においては、本宣言のパラグラフ 6 に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題を迅速に解決するため、精力的に議論を行った。そして、2003 年 8 月 30 日の一般理事会で、一般理議長が議事録に残す声明を併せて読み上げる形で、議長が提示したテキストが採択され解決に至った。その後、議長テキストに従って、T R I P S 協定の改正作業を行っている。

(ウ) 地理的表示

「地理的表示」とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示がその生産地の地理的環境に由来して、商品についての品質や評判を想起させる表示を指すものである。T R I P S 協定上、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、他の産品に比べて強力な保護（追加的保護）が与えられている。例えば、シャンパン（フランスのシャンパーニュ地方産出の発泡ワイン）という地理的表示を例に挙げると、シャンパーニュ地方産出ではない発泡ワインに「シャンパン」と銘打つことは、原産地について公衆が誤認することがないとしても、基本的には認められない。我が国国内法上は、「不正競争防止法」、「商標法」、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（「酒団法」）等によりワイン・スピリッツに関する地理的表示を保護している。WTO における地理的表示に関する論点としては、①ワイン・スピリッツに関する多国間通報登録制度の創設、②追加的保護の対象産品の拡大が挙げられるが、いずれの論点についても、地理的表示の一層の保護強化を主張している欧州等の旧大陸諸国と、2003 年現在の保護レベル維持を主張している米国、オーストラリア等のいわゆる新大陸諸国との間で対立している。

(A) 多国間通報登録制度の創設

ワイン・スピリッツに関する地理的表示の通報登録制度に関して、安価で事務負担が軽く、登録により新たな法的効果が生じないデータベース的なものとする案（日米豪加等共同提案）と、登録の申請についての多国間異議申立制度を含み、登録により新たな法的効果が生じる多国間制度とする案（EC等提案）とが提案されている。この議論は、2001年のドーハ閣僚宣言において、新ラウンドでの交渉を行うこととされたが、主要国間の対立が依然大きく、交渉の先行きは不透明である。

(B) 追加的保護の対象製品の拡大

TRIPS協定第22条において、一般の地理的表示については、公衆が真の原産地と誤認するか否かが保護の要件となっているのに対して、第23条ではワイン・スピリッツについては、公衆が真の原産地と誤認混同しない表示についても、登録された原産地名を含む表示の使用が禁止されている。こうした追加的保護の対象製品をワイン・スピリッツ以外の製品に拡大することをEC、スイス、インド等が強く主張しており、2001年のドーハ閣僚宣言においては、この議論がTRIPS理事会において取り扱われる旨明記され、明確なマンデートが与えられた。しかしながら、TRIPS理事会において、追加的保護の対象品拡大による生産者や消費者への影響といった各論点についての見解が各国から示されたが、保護水準をめぐる対立は激しく、議論の収束には至っていない。

(E) 特許保護対象の例外規定

生物多様性条約1（CBD）の規定のTRIPS協定への取り込み、伝統的知識の保護、遺伝資源へのアクセス規制とそこから生じる利益の配分を途上国が主張している。2001年のドーハ閣僚宣言において、TRIPS協定と生物多様性条約との関係や、伝統的知識及びフォークロアの保護に関して、これらをTRIPS理事会で検討することが合意され、議論が継続されているが、先進国は、TRIPS協定に新たな義務を導入すべきではない、現行TRIPS協定とCBDの間に矛盾はない等の主張を行っている。

(オ) 法令レビュー

加盟国の国内法令とTRIPS協定との整合性についての審査を法令レビューという。2001年にWTOに加盟した中国に対しては、この法令レビューに加えて、特別に経過的反省メカニズム（TRM）が加盟後毎年8年間実施されることとなっており、2003年に実施された第二回TRMを我が国は引き続き積極的に活用し、中国政府の知的財産権保護の改善に一定の評価をしつつ、エンフォースメント等について一層の改善を求めた。

(2) 遺伝資源・伝統的知識・フォークロア

(7) 遺伝資源・伝統的知識・フォークロアとは

遺伝資源・伝統的知識・フォークロアについては、これらの定義自体が保護の対象となる範囲に直接連動するため、定義を明確化すること自体が大きな論点となっている。とりわけ、伝統的知識とフォークロアに関しては明確な定義を定めることは困難ではあるが、例えば伝統的知識とは、原住民等が伝統的に継承してきた知識を指し、フォークロアとは、伝統陶芸、伝統舞踊等の芸術的表現を指すと考えられている。

(4) 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）

従来より、途上国は、先進国に対して劣後に置かれている産業技術力と異なり、途上国にも先進国と遜色なく豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに対しては、これまでの国際ルールの下で十分な保護が与えられていないことについて、強い不満があった。さらに、生物多様性条約により、遺伝資源に関しては原産国が主権的権利を有することが認められたのを契機として、途上国はTRIPS理事会等において、これらについて知的財産としての保護を強化するよう強く求めるようになった。これらの要望を受け、2000年に、知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの関係について知的財産権の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内に「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）」が設置された。

(9) IGCの議論の現状

これまで6回の会合が開催されているが、遺伝資源については、遺伝資源へのアクセスと利益配分を知的財産の観点から確保すべく、遺伝資源譲渡契約のガイドライン作成

作業等が行われている。伝統的知識については、伝統的知識の文書化時における知的財産管理のためのツールキットの作成、伝統的知識のデータベースを構築するための技術協力、伝統的知識の保護制度の在り方や定義について検討が行われている。フォークロアについては、その法的保護に関する調査を行うとともに、保護制度の在り方に関してさらに調査が進められている。

途上国側は、これら新分野の保護に強い関心を持ち続け、議論の進展を望むべくその後もあらゆるフォーラム（TRIPS理事会、WIPO特許法常設委員会（SCP）等）で本件を取り上げてきており、先進国として慎重な対応が求められている。

(3) ハーグ国際私法会議

近年の民事・商事をめぐる国際的紛争の急増に伴い、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関する世界的なルール策定が求められているのを受け、ハーグ国際私法会議（加盟国間の国際私法に関する規則の統一を目的とする国際機関）は、これらを取り扱う条約草案の検討を1992年から開始した。

1999年には民事・商事に関する裁判管轄及び外国判決の承認・執行を対象とした包括的な条約草案が策定され、知的財産権については原則として登録国の専属管轄とする旨が規定された。しかし、2001年6月の外交会議では各国の立場が分かれ、合意には至らなかった。その後、条約草案作成のための非公式作業部会が設置され、より限定的な管轄原因を対象とした議論が行われ、2003年12月、2004年4月の特別委員会を経て、「裁判所の専属的選択合意に関する条約草案」がまとめられた。本条約草案では、企業間において裁判所の専属的管轄合意がある場合に限り、その他の裁判所は管轄を認めてはならず、選択された裁判所の判決は、締約国において事実関係について再審されることなく承認・執行される旨規定されている。また、著作権以外の知的財産権については基本的に適用除外とするが、それらのライセンスや譲渡契約に関する問題については適用対象とされる。2003年4月の特別委員会で作成された条約草案は、2005年1月31日～2月16日に開催予定の外交会議に提出され、再度議論された後、最終的な合意を得る予定である。

5. 5. 途上国協力と模倣品対策

(1) アジア諸国との連携

中国を始めとするアジア諸国の経済成長や企業活動のグローバル化に伴い、我が国とアジア諸国との経済的な相互依存関係は益々深化している。我が国企業の海外への依存度が総じて高くなっている中で、特にアジア地域の比重が高まっており、アジア諸国は製造拠点や販売市場として、我が国企業に大きな事業機会をもたらす重要な地域となっている。

しかしながら、欧米等の先進諸国と比較すると、アジア諸国における知的財産権の保護水準は決して十分とは言えない。2000年1月より途上国に対するTRIPS協定の履行義務が生じたこともあり、アジア諸国においても最低限の法制度は整備されているものの、その運用体制は未だに脆弱であり、審査遅延や模倣品の氾濫といった現象が日常化しているのが現状である。さらに、中国、韓国等の産業技術の発達とあいまって、我が国企業との間で特許権侵害事件が増加することも懸念される。アジア地域の経済成長を今後とも持続させ、かつ、我が国企業がアジアでの事業機会を十全に活用していくためには、アジア諸国における知的財産権の保護水準を向上させ、権利取得や権利行使に係るコストを引き下げていくことが不可欠である。

このような観点から、我が国特許庁はアジア諸国の知的財産権庁等との間で積極的な協力活動を推進している。多国間、二国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。このようにアジア諸国の知的財産権庁との連携を強化することは、多国間の枠組みや他の複数国間の枠組みにおける我が国のプレゼンス向上にも寄与するため、今後とも積極的に推進していくことが必要である。

近年、我が国はアジアにおける経済統合の実現を見据え、多くのアジア諸国との間で経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の締結を積極的に推進している。このような動きが進展すれば、知的財産権の分野においても、各国における保護水準の向上のみならず、各国間の制度調和に向けた協力活動がより重要となっていくことが考えられるが、我が国特許庁としては、日米欧三極での経験をも踏まえ、そのような活動を牽引していくことが重要であ

る。

(7) 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）

2002年11月30日、我が国初のFTAとなる日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）が発効した。この協定の中には、知的財産に関する章が設けられ、①日本とシンガポールに同一の発明に関する特許出願を行った出願人が、日本における特許審査の結果に係る情報を英語訳とともにシンガポール知的財産権庁に提出すれば、簡易な手続かつ安価な料金でシンガポールの特許を取得できるようにすること（2002年8月に実現）、②シンガポール知的財産権庁が所有するインターネット上の知的財産権情報検索ポータルである SurfIP と日本国特許庁の特許電子図書館（IPDL）データベースとを連携させること等が盛り込まれている。

我が国は、シンガポールに続き、メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの間で協定締結交渉を行っている。知的財産分野に関しても、TRIPS協定の水準を超えるルールの導入等を相手側に対して要望している。

(4) アジア太平洋経済協力（APEC）・知的財産権専門家会合（IPEG）

APECとは、アジア太平洋地域の21の国・地域をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとしてIPEGが設立された。IPEGでは、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001年にTRIPS協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）に従った活動を行っている。

IPEGの具体的活動としては、毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。2004年4月に開催された第18回IPEG会合では、我が国特許庁から近況報告、模倣対策に関する普及啓発活動について発表を行った。その他、日本からはIPR包括戦略のフォローアップ、IPRサービスセンターの設置促進等について発表が行われた。

(9) アジア諸国とのその他の会合（2003年度）

会合名	開催月	場所	概 要
日中特許庁長官会合 （第10回）	2003年11月	北京	両国の最近の取組、両庁間の協力、特許審査、模倣品対策について情報・意見交換。
日中商標会合 （第5回）	2003年11月	北京	両国の最近の状況、周知商標の保護、人材育成等について情報・意見交換。
日中商標実務者会合 （第2回）	2004年3月	東京	周知商標の保護、分類問題（ニース国際分類改正等）について情報・意見交換を行ったほか、中国での商標審査基準について、早期に策定・公表されることを要望。
日韓特許庁長官会合 （第15回）	2003年12月	東京	世界的課題、審査協力、情報技術、模倣品対策について情報・意見交換。
日韓機械化専門家会合 （第6回）	2003年7月	東京	情報ネットワークとデータ交換に関する情報を交換し、2002年8月から実施している優先権書類電子データのオンライン交換を適切に運用するための手順書に合意。
日韓商標審査官会合 （第3回）	2004年2月	東京	両国商標制度の近況報告、外国語商標の審査上の取り扱い等の審査運用について情報・意見交換。
日韓意匠審査官会合 （第3回）	2003年10月	東京	両国意匠登録制度の近況、意匠の保護対象及び意匠保護の国際的動向について情報・意見交換。
日中韓特許庁長官会合 （第3回）	2003年11月	東京	専門家部会を承認。また、各庁の取組、日中韓の特許庁に共通する課題、知的財産分野におけるグローバルな問題、ASEANへの協力について情報・意見交換。
ASEAN+3会合 （第2回）	2004年3月	シンガポール	2001年9月に東京でASEAN9か国並びに日中韓3か国の知的財産権庁長官等が集まり第1回会合を開催。今回は、日中韓からは課長クラスが参加し、日中韓を含む各国の現状の報告及び我が国特許庁から「日本特許庁の電子化の展望」と題した、審査結果の電子的な利用に関するプレゼンテーション等を実施。

(2) 途上国協力

知的財産権の保護強化を通じた途上国における貿易・投資環境の改善は、それらの国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げただけではなく、対内直接投資の拡大による途上国経済自身の発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。このような観点から、我が国特許庁においては、従来より、アジア地域を中心とする途上国に対して、知的財産権の保護強化のための人材育成や情報化等を積極的に支援してきた。

2000 年 1 月には途上国に対する T R I P S 協定の履行義務が発生したこともあり、途上国における法制度はおおむね整備されたと考えられるため、今後は、運用体制の強化を中心に支援していくことが重要である。また、途上国によって知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえて対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

(7) 人材育成協力(参照図:途上国における人材育成協力)

(A) 専門家派遣

W I P O ジャパン・トラスト・ファンド、国際協力機構(J I C A)の派遣スキームを活用して、主に我が国特許庁職員を途上国へ派遣し、審査実務、情報化等について現地指導を行っている。

(B) 研修生の受入れ

1996 年 4 月から 2004 年 3 月までに、アジア太平洋地域の 42 か国 1 地域から官民あわせて 1,854 名の研修生を受け入れた。研修生から成る同窓会組織の運営にも力を入れており、我が国と途上国との人的なネットワークの構築にも大きく貢献している。

(C) 長期研究生(知的財産フェローシップ)の受入れ

W I P O ジャパン・トラスト・ファンド事業の一環として、途上国において知的財産権の指導的立場にある者、もしくは今後その様な立場になる者を我が国に約 6 か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。

2003 年度は、インドネシア、バングラデッシュよりそれぞれ 1 名の長期研究生を受け入れた。

また、我が国特許庁独自の事業としても 6 か月間、長期研究生受入を行っており、2003 年度は中国(国家

知識産権局)より 1 名の研究生を受け入れた。

(D) フォーラム、シンポジウム等の開催

W I P O ジャパン・トラスト・ファンドにより運営されている主な会合の開催実績は次のとおりである。

○W I P O アジア太平洋地域ワークショップ

2004 年 3 月に、バンコク(タイ)において「ブランド名を含む商標の保護により生じる経済的利益及び国際的な保護制度の役割」をテーマに開催され、22 か国からの参加があった。

○W I P O アジア太平洋地域講師育成支援セミナー

アジア太平洋地域内途上国各国より、自国において知的財産分野での講師となる人材を招へいし、講師を育成することを目的に開催されている。

2003 年度は韓国において「研修政策・戦略・実行方針、研修カリキュラム、教材及び普及啓発活動について」のテーマのもと、22 か国からの参加があった。

(4) 情報化協力

タイ知的財産権局に対し、1995 年 6 月から 2000 年 6 月まで(5年間)、J I C A プロジェクト方式技術協力により我が国特許庁から長期専門家を派遣し、人材育成を通して特許文献検索システムを構築した。

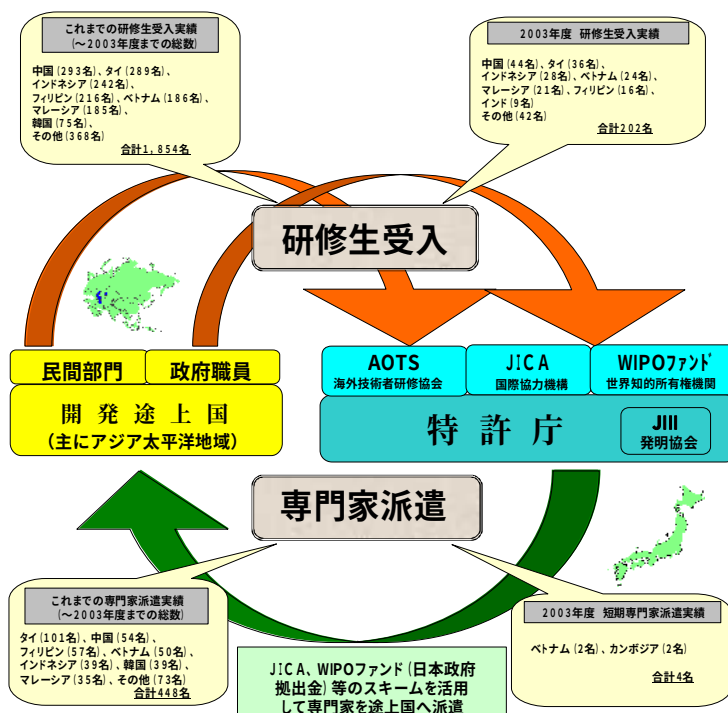
フィリピン知的財産権庁に対し、1999 年 5 月から 2003 年 5 月まで(4年間)、同方式により、長期専門家を派遣し、人材育成を通して出願事務処理システムを構築した。

ベトナム国家知的財産権庁に対しては 2000 年 4 月から同方式による出願事務処理システム構築の協力を実施中である。

(5) 審査協力

(A) 意匠審査結果の提供

途上国における意匠実体審査の処理促進を支援するために、日本及び協力対象国の両国に共通して出願された意匠登録出願について、日本における当該出願の審査結果(登録がなされた出願についてのみ)を相手国特許庁に対して提供する協力を行っている(タイ知的財産権局:2002 年 1 月開始、ベトナム国家知的財産権局:2002 年 9 月開始。)



図：途上国における人材育成協力

(B) アジア産業財産ネットワーク（AIPN）の構築

AIPNとは、アジア地域の途上国知的財産権庁に対して我が国の審査関連情報を提供するシステムであり、修正実体審査制度（前掲）を有さないアジア地域の途上国知的財産権庁に対しても、対応する特許出願に係る我が国の審査結果を適切に提供するとともに、係る審査結果の有効活用を通じて、これら知的財産権庁における権利取得を迅速化することを目的としている。

具体的には、アジア地域の途上国知的財産権庁の審査官が、ネットワークを通じて対応する我が国出願の経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手できるシステムを構築し提供をしている。

(3) 模倣品問題への対応

(7) 模倣品被害と産業界における取組の現状

近年、海外における模倣品による被害が深刻化している。中国、台湾、韓国を始めとする東アジア地域における産業技術の発達に伴い、商標権や意匠権の侵害にとどまらず、特許権を侵害される事例も増えている。また、経済のグローバル化に伴い、東アジア地域で製造された模倣品が輸出

されてアジア全域や欧米等の域外にまで流通し、中には我が国に逆流する場合もある等、模倣品による被害は大きな広がりを見せている。

模倣品の氾濫は、我が国企業にとり、海外市場における販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任をめぐるトラブルの増加等の悪影響をもたらすものであり、海外における事業活動に従事する上で、積極的に模倣品対策に取り組む必要がある。

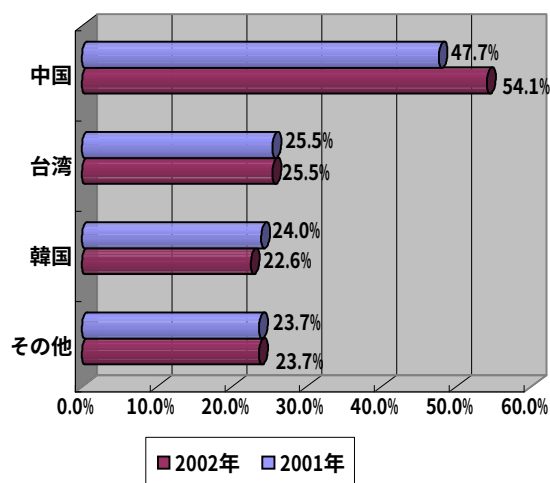
最近においては、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で、現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に熱心に取り組む企業・業界が増えてきている。

しかしながら、これらの取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・団体単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉力に限界があることも否めない。

このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム1」が設立され、「産業界からの提言策定」、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政

府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

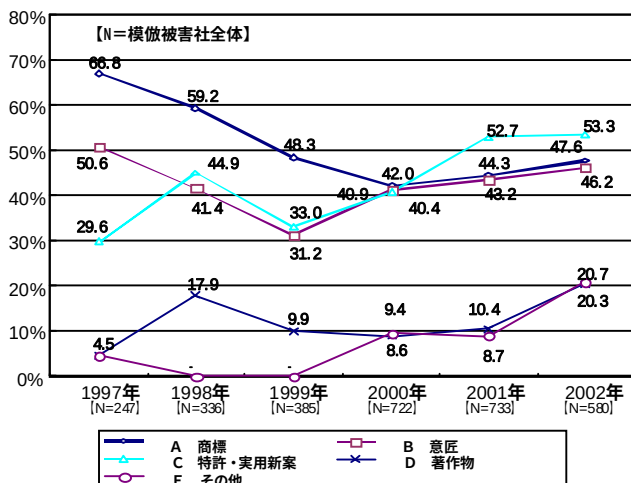
【アジアにおける模倣品の製造国】（複数回答）



出典：2003 年度模倣被害調査報告書

○模倣被害を受けた企業社数 580 社中、54.1%の企業が中国で模倣品が製造されたと回答した（複数回答有り）。台湾（25.5%）、韓国（22.6%）がこれに続いた。

【模倣被害の態様の推移】（複数回答）



出典：2003 年度模倣被害調査報告書

○「商標権」、「意匠権」の模倣件数を「特許・実用新案」が上回る。模倣品の質的高度化が進んだ。

(イ) 模倣品問題に対する特許庁の取組

海外での模倣品問題の深刻化を踏まえ、特許庁においても様々な対策を講じている。

(A) 模倣品被害の実態に関する情報収集

海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年、アンケートにより「模倣被害実態調査」を実施するとともに、北京、上海、香港、ソウル、台湾、バンコク等に所在する関係団体の事務所を活用し、知的財産権の権利行使に係る現地の法制度や運用の状況を調査している。これらの結果については、特許庁のホームページ等で広く公開している。

(B) 我が国企業への情報提供・相談対応

1998 年に模倣品相談窓口（模倣品 110 番）を設け、我が国企業からの個別の相談に対応している。また、模倣品の被害が生じている国ごとに対策マニュアルを作成するとともに、現地において日系企業を対象としたセミナーを開催し、模倣品対策に必要なノウハウの提供に努めている。さらに、国際知的財産保護フォーラムとの連携を強化することにより、産業界の取組に対する支援を行っている。

(C) 相手国政府への働きかけ

中国、韓国、台湾等模倣品被害の深刻な国・地域に対しては、特許庁長官会合、ハイレベル経済協議等の二国間協議の場を通じて、相手国政府へ模倣品取締の強化を要請している。

また、WTO の TRIPS 理事会、WIPO エンフォースメント諮問委員会、APEC / IPEG 等の多国間協議の場においても、模倣品対策強化の重要性を訴えかけている。

特に、中国の中央政府及び地方政府に対しては、2001 年度に引き続き国際知的財産保護フォーラムと政府が官民合同ミッションを派遣し、模倣品対策強化等の要請をした。このミッションには、宗国旨英・国際知的財産保護フォーラム座長が団長として、民間企業・団体からの代表者、政府関係者等総勢 86 名が参加した。

(D) 相手国政府に対する支援

模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性向上を図るため、現地の税関、警察、裁判所職員等の関係機関の人材育成を支援している。毎年、アジア各国から研修生を受け入れるとともに、2003 年度には、中国・浙江省においてセミナーを開催した。

(E) 国内取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、我が国の税関や警察からの侵害事件に関する照会に対応する等、取締機関との連携を図っている。また、商標権侵害物品に加え特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立制度の対象とするため、2003 年 4 月に「関税定率法」の改正を行い、税関長からの特許庁長官への意見照会制度を設けるなど所要の措置を講じている。また、2004 年 4 月の「関税定率法」改正では、認定手続の迅速化・適正化を目的に、認定手続が開始された場合に権利者及び輸入者に対し、その氏名及び住所等を双方に通知する制度等を設けた。

東アジア地域から模倣品が流入する事例が絶えないことから、今後とも、このような連携を強化することが重要となっている。

(F) 形態模倣に対する保護の強化

知的財産推進計画 2004 において、模倣品被害等への対応策として、「2005 年度から、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは、直ちに意匠審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては 1 か月以内に一次審査結果を通知する。」ことを決定し、2005 年度から意匠の早期審査の対象となる案件のうち、特に権利化について緊急を要する実施関連出願を対象として、早期審査の申出から 1 か月以内に一次審査結果を通知する運用を開始する予定である。

(G) 消費者等に対する啓発活動

小冊子やインターネットコンテンツを製作・頒布することにより、善意の消費者の被害を防ぐために模倣品流通の実態について周知するとともに、故意による模倣品購入を防ぐために知的財産権保護の重要性を訴えている。また、『模倣品撲滅キャンペーン』を実施し、ポスターやテレビ CM などを使い積極的に啓発活動を行っている。

